

## 第3編 災害応急対策計画

# 第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方を基本方針とする。

## 第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

## 第2 円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策 (発災後3日程度)	職員初動マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害(警戒)対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・提供、広報活動の実施</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施</li> <li>・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施</li> <li>・災害時要援護者等の安全確保対策の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・食料、物資の供給、応急給水の実施</li> <li>・ライフライン応急対策の実施</li> <li>・交通規制等交通の確保対策の実施</li> <li>・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施</li> </ul>	継続実施
緊急対策 (発災後4日程度以降)	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の設置</li> <li>・被災者への生活救援対策の実施</li> <li>・災害ボランティアの受入環境整備</li> <li>・市外からの支援受入体制整備</li> <li>・土木施設応急復旧の実施</li> <li>・感染症対策等保健・衛生対策の実施</li> <li>・遺体の火葬等の実施</li> <li>・学校における教育機能回復等の教育対策の実施</li> </ul>	
応急対策 (発災後1週間程度以降)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施</li> <li>・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施</li> <li>・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施</li> </ul>	

### 第3 その他の災害応急対策の実施

---

その他の災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

雪害等の応急対策の実施

大規模火災の応急対策の実施

危険物施設等の応急対策の実施

鉄道・道路災害応急対策の実施

原子力事故災害応急対策の実施

高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施

## 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

### 第1節 応急活動体制

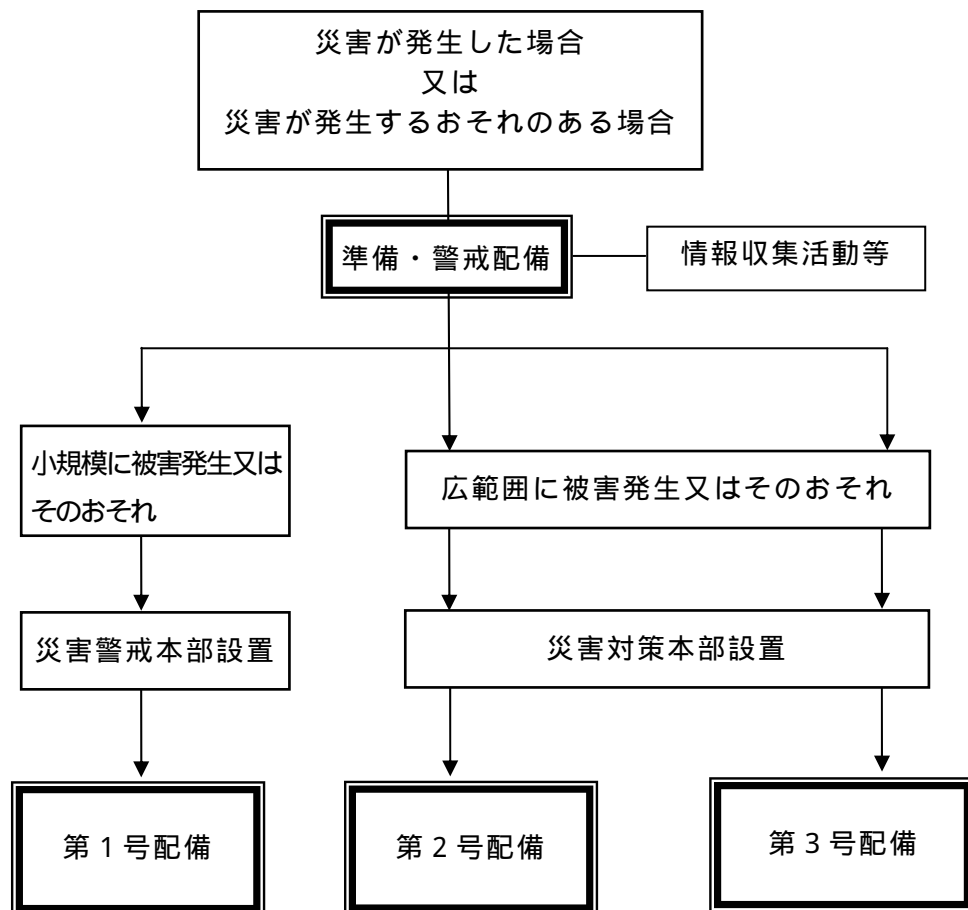
#### 第1 配備体制

実施担当	各班
------	----

##### 1 配備の体制

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

配備体制図



## 配備基準

組織	配備	配備基準	配備要員
連絡員待機	準備・警戒配備	<p>1 次の注意報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。            (1)大雨注意報(2)洪水注意報(3)大雪注意報            (4)強風注意報(5)風雪注意報</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	防災担当
災害警戒本部	第1号配備	<p>1 次の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。            (1)大雨警報(2)洪水警報(3)大雪警報            (4)暴風警報(5)暴風雪警報</p> <p>2 水防指令第1号が発令され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>3 風水害等により小規模の被害が生じたとき。</p> <p>4 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>【本庁】市長、副市長、収入役、教育長、各部長、消防本部連絡員、総務課長及び防災担当</p> <p>【支所】支所長、市民課長及び防災担当(和田山：市民生活部長、行政改革推進課長)</p> <p>【各庁舎】上下水道部長、教育次長、消防長</p> <p>その他の職員は自宅待機</p>
災害対策本部	第2号配備	<p>1 気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 水防指令第2号が発令され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>3 風水害等により中規模の被害が生じたとき。</p> <p>4 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第1号配備要員</p> <p>各部課副主幹以上の職員、消防本部及び消防団(団長、支団長、副団長)</p> <p>その他の職員は自宅待機</p>
	第3号配備	<p>1 全域にわたる風水害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 風水害等により大規模の被害が生じたとき。</p> <p>3 その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生するおそれがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長が認めたとき。</p>	全職員

消防本部は上記に準じた内容で別途計画による。

## 2 配備の決定

準備・警戒配備において、災害情報を収集しその状況及び必要な対策を市長に報告

する。市長は、報告に基づいて災害警戒本部及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

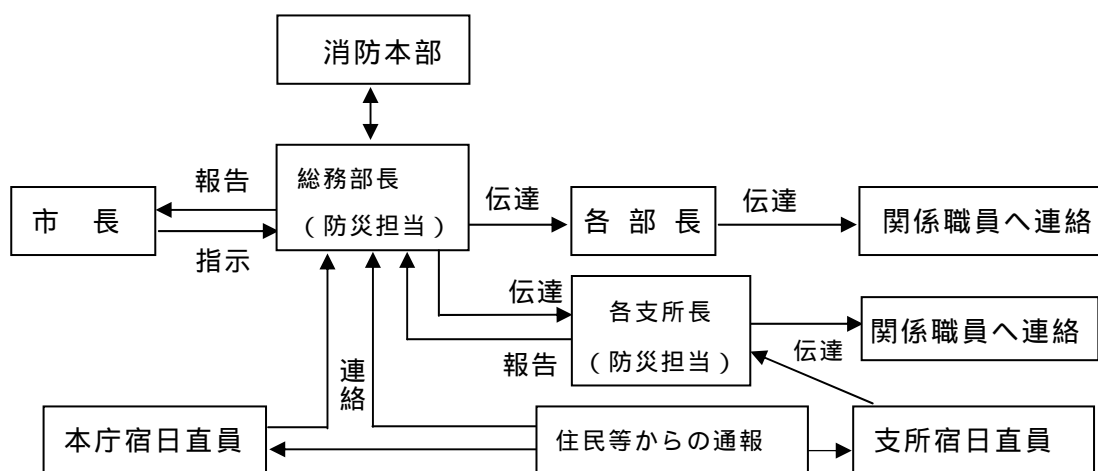
## 第2 職員の動員

実施担当	各班
------	----

### 1 参集指示

総務部長は、市長の命により各配備該当基準に基づき各配備要員への参集指示を行う。勤務時間内においては、庁内放送及び電話により、勤務時間外においては、災害時における緊急連絡網により連絡を行う。

勤務時間外における指示連絡系統



各配備要員は、参集指示のおそれがある場合には、参集の準備をして自宅で待機する。

### 2 参集方法

各対策部指定要員を除く第2号及び第3号配備要員は、旧所属町の庁舎へ、各対策部指定要員は各対策部の庁舎へ参集し、各統括者の指揮下に入る。

本人や家族が被災し参集できない場合は、班長等へその旨を連絡する。

また、災害の状況により、所定の場所（旧所属町の庁舎又は各対策部の庁舎）へ参集できない場合は、住所地の最寄りの庁舎へ参集する。

なお、消防団員として出勤命令が出されたときは、原則として消防業務を優先とする。ただし、各統括者の指示により市の応急対策業務に従事させる場合もある。

### 3 参集報告

参集した職員は、参集記録、見聞情報等を報告する。

各班、各対策部でとりまとめ、総務部長へ報告する。

### 第3 災害警戒本部

実施担当	総務班
------	-----

#### 1 設置基準

市長は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

#### 2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎総務部総務課に設置し、併せて支所災害警戒本部を各支所市民課に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、朝来市防災センター災害対策本部室に設置する。

#### 3 災害警戒本部設置の連絡等

本部長の命により本部事務局は、各部長、各支所長へ災害警戒本部設置の連絡をする。連絡を受けた各支所長は、支所災害警戒本部を設置する。

また、次の関係機関等にもその旨の通知をする。

##### 災害警戒本部設置の通知先

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 市民                     |
| (2) 庁内及び出先の職員              |
| (3) 兵庫県但馬県民局企画調整部防災課       |
| (4) 朝来警察署                  |
| (5) 近隣市町                   |
| (6) 報道機関                   |
| (7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力 |

#### 4 指揮の権限

災害警戒本部長は、市長とする。支所災害警戒本部統括者は、支所長とする。

災害警戒本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

##### 災害警戒本部の権限の委任

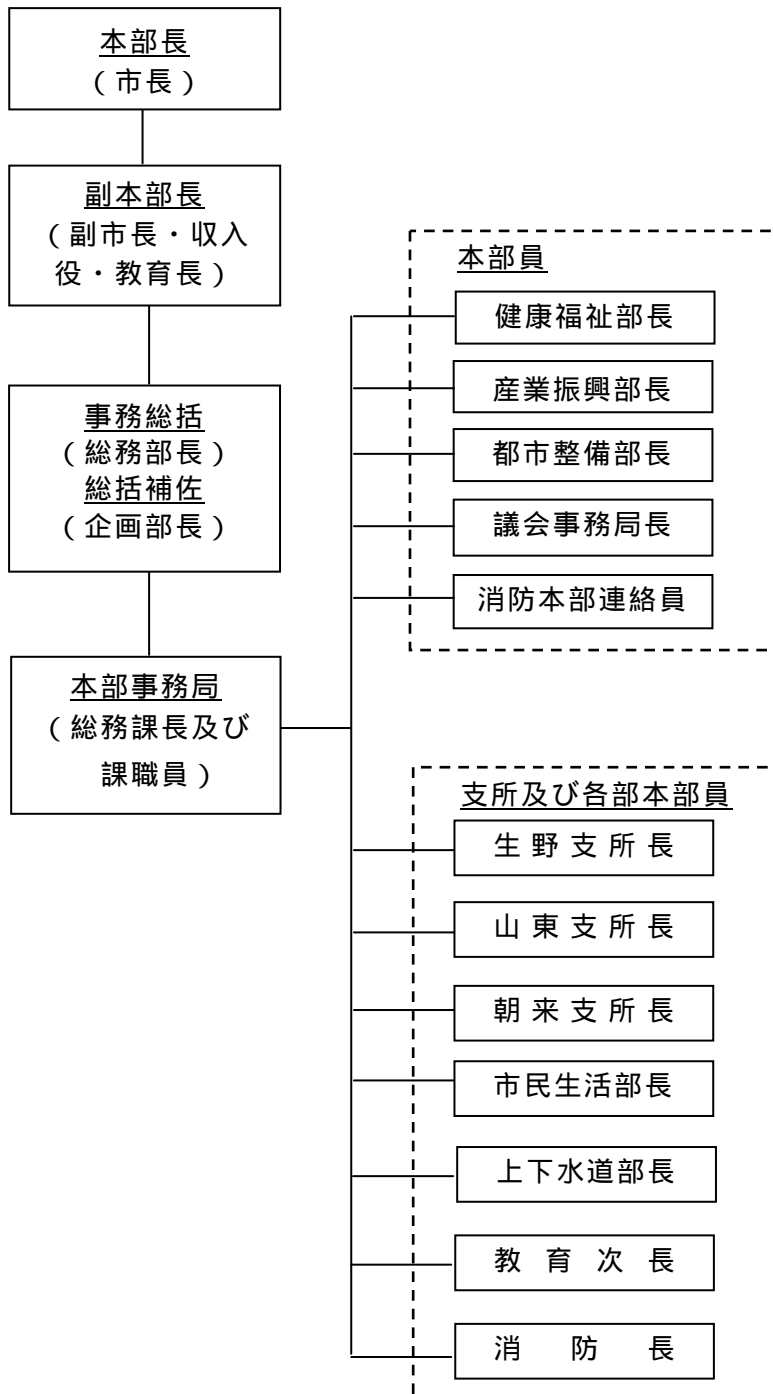
災害警戒本部	支所災害警戒本部
第1位 副市長	第1位 支所市民課長
第2位 収入役	
第3位 教育長	

## 5 組織と事務分掌

災害警戒本部は、市長、副市長、収入役、教育長、各部長、各支所長、消防長、次長、局長、消防本部連絡員、本部事務局で構成する。

各本部員は災害の状況を踏まえそれぞれの立場から本部長の判断に必要な助言を行う。

災害警戒本部の組織





## 6 災害警戒本部の協議事項等

災害警戒本部の協議事項等は、次のとおりである。

災害警戒本部の協議事項等

- |  |
|--|
| (1) 災害警戒本部設置について各庁舎へ連絡<br>(2) 災害情報の収集と対策の検討<br>(3) 災害危険箇所の警戒巡視<br>(4) 所管施設の警戒巡視及び予防措置<br>(5) 軽微な被害への応急対策<br>(6) 災害対策本部設置の判断<br>(7) その他本部長が必要と認める事項 |
|--|

## 7 災害警戒本部の廃止

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生のおそれが無くなったとき。

## 8 災害対策本部への移行

本部長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行させる。

# 第4 災害対策本部

---

実施担当	総務班
------	-----

### 1 設置基準

災害対策本部は、災害対策本部設置の配備該当基準に基づき、市長が必要と認めたときに設置する。

### 2 設置場所

災害対策本部は、朝来市防災センターに設置し、併せて支所災害対策部を本庁市民課及び各支所市民課に設置する。

朝来市防災センター及び本庁舎が使用できない場合は、朝来市消防本部に設置する。

また、支所災害対策部は市民対応の機能として、本庁舎、生野支所、山東支所、朝来支所の各庁舎内に設置するが、被災のために使用できない場合には最寄りの公共施設に設置する。

### 3 災害対策本部設置の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員のほかに次の機関等にもその旨を通知する。

#### 本部設置の通知先

- (1) 市民
- (2) 庁内及び出先の職員
- (3) 兵庫県但馬県民局企画調整部防災課
- (4) 朝来警察署
- (5) 近隣市町
- (6) 報道機関
- (7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力

#### 4 指揮の権限

災害対策本部長は、市長とする。和田山支所対策部は市民生活部長、生野・山東・朝来支所対策部統括者は各支所長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとす。

##### 災害対策本部の権限の委任

災害対策本部	和田山支所対策部	生野・山東・朝来支所対策部
第1位 副市長	第1位 統括補佐	第1位 統括補佐
第2位 収入役	第2位 総務・企画班長	第2位 市民課班長
第3位 教育長	第3位 生活・福祉班長	第3位 地域振興課班長

市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を支所対策部統括者に委任する。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

# 1 組織と事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

## 災害対策本部の組織

対策本部（本部員会議）	本部長	市長
	副本部長	副市長 収入役 教育長
	事務総括	総務部長
	総括補佐	企画部長
	本部員	健康福祉部長 産業振興部長 都市整備部長 議会事務局長 消防本部連絡員 消防団長
	事務局	総務課長 総務課副主幹 消防主任

各部対策部	総務対策部 統括者：総務部長	総務班（総務課） 連絡調整班（支所連絡員）
	CATV対策部 統括者：企画部長 （CATVセンター）	朝来局舎班 （CATVセンター-朝来局舎） 和田山局舎班 （CATVセンター-和田山局舎）
	上下水道対策部 統括者：上下水道部長 （山東庁舎）	上水道課班（上水道課） 下水道課班（下水道課）
	教育委員会対策部 統括者：教育次長 （朝来庁舎）	教育委員会班 （教育総務課、学校教育課、 社会教育課、幼児対策室）
	消防本部対策部 統括者：消防長	消防本部班 （管理課、予防課、消防課、 消防署）

支所対策部	和田山支所対策部 統括者：市民生活部長	総務・企画班（支所地域振興課、 企画部、総務部） 生活・福祉班（支所市民課、市 民生活部、健康福祉部、出納 室、議会事務局、教育委員会） 産業・都市班（産業振興部、都 市整備部） 消防団（和田山支団：支団長、副 団長）
	生野支所対策部 統括者：生野支所長	市民課班（支所市民課、企画部、 総務部、市民生活部、健康福 祉部、出納室、議会事務局、 教育委員会） 地域振興課班（支所地域振興 課、産業振興部、都市整備部） 消防団（生野支団：支団長、副団 長）
	山東支所対策部 統括者：山東支所長	市民課班（支所市民課、企画部、 総務部、市民生活部、健康福 祉部、出納室、議会事務局、 教育委員会） 地域振興課班（支所地域振興 課、産業振興部、都市整備部） 消防団（山東支団：支団長、副団 長）
	朝来支所対策部 統括者：朝来支所長	市民課班（支所市民課、企画部、 総務部、市民生活部、健康福 祉部、出納室、議会事務局、 教育委員会） 地域振興課班（支所地域振興 課、産業振興部、都市整備部） 消防団（朝来支団：支団長、副団 長）

各支所対策部要員は、対策本部及び各対策部要員以外の職員で、記載の現所属部課及び旧所属町により各班に属する。

災害対策本部の事務分掌

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制 移行後の担当課
部名	班名		
総務対策部	総務班	1 災害対策本部の設置等	総務課
		2 本部員会議、配備計画、各支所への本部指令の伝達及び連絡調整	
		3 災害警戒期、発災直後の初動対応の指令	
		4 国・県等各防災関係機関との連絡調整	
		5 自衛隊その他災害救援機関への応援要請	
		6 避難勧告・指示等の発令、伝達	
		7 被害情報・気象情報等の収集、記録、伝達、報告	
		8 消防・水防の従事命令	
		9 地方公共機関等との連携	
		10 災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめ	
		11 避難所の開設、収容、閉鎖等指示	
		12 避難所開設状況（報告）	
		13 被災者の避難措置状況（報告）	
		14 事務分掌の定めのない事項に関する班部の決定	
		15 防災行政無線局の管理運用及び無線施設の総合調整	
		16 被害状況のとりまとめ及び報告	
		17 災害救助法の適用要請、救助実施に関する総合調整及び県への報告	
		18 協定に基づく応援要請（他部に関するものを除く）	
		19 り災証明書の発行	
		20 被災者台帳の作成	
		21 その他庶務全般	
	22 本部長、副本部長の秘書	秘書広報課	
	23 災害関係費の予算措置及び支出	財務課	
	24 災害対策用資機材・物資等の調達		
	25 災害対策用車両等の確保・調整、輸送業者等への協力要請		
	26 緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめ		
	27 市有財産の被害状況、応急対策のとりまとめ		
	28 災害応急工事の契約		
	30 災害対策に関する職員の動員計画（各部間の応援調整等）	職員課	
	31 災害活動従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、公務災害補償、被災救援など後方支援業務		
	32 市議会との連絡調整	議会事務局	
	33 家屋被害認定調査	税務課	
	34 災害に伴う税の減免及び徴収の猶予措置等		

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制移行後の担当課
部名	班名		
総務対策部	連絡調整班	1 各支所対策部との連絡調整	総務課
CATV対策部	朝来局舎班	1 CATV等による市民への災害情報の伝達 2 伝送路等所管施設の点検、被害状況把握	ケーブルテレビセンター（朝来局舎）
	和田山局舎班	1 CATV等による市民への災害情報の伝達 2 伝送路等所管施設の点検、被害状況把握	ケーブルテレビセンター（和田山局舎）
上下水道対策部	上水道課班	1 水道施設の被害調査・応急復旧 2 応急給水等飲料水の確保 3 消火栓の維持 4 所管施設の点検、被害状況把握 5 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整	上水道課
	下水道課班	1 下水道施設の被害調査・応急復旧 2 し尿処理対策 3 所管施設の点検、被害状況把握 4 下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡調整	下水道課

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制 移行後の担当課		
部名	班名				
教育委員会対策部	教育委員会班	1 部内の指令伝達及び総合調整	教育総務課		
		2 県教育委員会等との連絡調整			
		3 情報のとりまとめ、対策記録			
		4 部で使用する物資、資機材等の調達			
	教育委員会班	5 児童・生徒の避難・救護対策	学校教育課 幼児対策室		
		6 小学校・中学校との連絡調整			
		7 園児の保護・応急保育			
		8 保育所・幼稚園との連絡調整			
		9 学校・園施設における避難所開設の指示・運営協力			
		10 学校・園施設における応急教育			
		11 学校・園施設等所管施設の点検、被害状況把握			
		12 園児・児童生徒及び教職員等の被害調査等			
		13 被災児童・生徒に対する教科書・学用品の支給			
		14 学校施設における避難所の開設・運営協力			
		15 P T A 等教育関係団体への協力要請			
		16 災害救助法による救助の実施（学用品の給与）			
		17 小・中学生の就学援助措置			
		社会教育課		18 社会教育施設、文化財等の災害対策及び被害調査	社会教育課
				19 所管施設利用者の避難、安全確保	
		20 所管施設における災害活動拠点施設等の開設・運営協力			
消防本部対策部	消防本部班	1 消火及び救出、救助、救急活動全般	消防本部		
		2 水防活動			
		3 消防活動状況の把握及び記録			
		4 災害情報の収集連絡			
		5 被害状況の把握			
		6 危険物等の被害調査及び応急対策			
		7 倒壊建物等生理め被災者の救出			
		8 市民向け避難命令等の伝達・広報の協力			
		9 緊急避難時の誘導、安全確保			
		10 負傷者の救護			
		11 災害による行方不明者の救助・捜索活動			
		12 河川、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力			
		13 県広域消防相互応援協定、近隣市町等との相互応援協定に基づく応援要請並びに緊急消防援助隊等広域消防応援の受入れ及び調整			
		14 臨時ヘリポート開設			
		15 り災証明書の発行			
		16 その他防災消防全般に関する対応			
		17 災害救助法による救助の実施（災害にかかった者の救出）			

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制 移行後の担当課
部名	班名		
和田山支所対策部	総務・企画班	1 対策本部との連絡調整	総務課
		2 避難勧告・指示等の発令、伝達	
		3 区・自主防災組織との連絡調整	
		4 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ	
		5 被害情報、気象情報等の収集・記録	
		6 消防団和田山支団との連絡調整	
		7 リ災証明書の発行	
		8 その他和田山支所管内に関する庶務全般	
	9 防災資機材、車両の調達・確保	財務課	
	10 C A T V等による市民への災害情報の伝達	ケーブルテレビセンター	
	11 職員の招集及び参集職員の把握	職員課	
	12 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課	
生活・福祉班	1 避難所の開設・運営	本庁市民課	
	2 被災者への食料・生活必需品等の調達・給与		
	3 災害救助法による救助の実施（避難所の供与）		
	4 災害救助法による救助の実施（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）		
	5 災害救助法による救助の実施（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）	本庁市民課 上水道課	
	6 廃棄物処理（災害ごみ）	生活環境課	
	7 行方不明者の搜索、遺体の搜索・収容・埋葬		
	8 災害救助法による救助の実施（埋葬、死体の搜索及び処理）		
	9 ペットの保護対策	社会福祉課 高年福祉課 健康課	
	10 高齢者・障害者・乳幼児等要援護者の救援対策		
	11 社会・老人福祉施設の被害調査及び応急対策	社会福祉課 高年福祉課	
12 救援物資受入・配分	社会福祉課		
13 災害ボランティアの派遣・受入れ			
14 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給			
15 災害援護資金貸付け			
16 被災者生活再建支援制度等公的支援制度の運用			
17 兵庫県住宅再建共済制度の運用			
18 民生委員・児童委員との連絡調整			
19 日本赤十字社との連絡調整			
20 災害時相談窓口の開設、運営			
21 被災者生活救援対策のとりまとめ			

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制 移行後の担当課
部名	班名		
和田山支所対策部	生活・福祉班	22 医師会・医療機関との連絡調整	健康課
		23 医療・助産救護	
		24 感染症予防・防疫活動	
		25 災害救助用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付	
		26 被災者向け保健、心のケア対策	
		27 救護所の開設、収容、閉鎖等	
		28 災害救助法による救助の実施（医療及び助産）	
		29 災害義援金（県義援金含）の募集、受付、配分	
		30 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課
		産業・都市班	産業・都市班
2 地すべり・土砂災害の応急対策			
3 農林商工関係被害調査及び応急対策	農業振興課 農業共済課 商工観光課		
4 農林商工関係団体との連絡調整			
5 家畜の応急救護及び防疫	農業振興課 農業共済課		
6 市内滞在中観光客の安全確保	商工観光課		
7 土木関連被害調査及び応急対策	建設課		
8 応急対策用資機材の調達・確保			
9 国土交通省、県土木事務所との連絡調整			
10 災害救助法による救助の実施（障害物の除去）			
11 鉄道、バス等公共交通機関の運行等情報収集及び道路通行止め等情報収集	都市開発課		
12 被災市営住宅の応急対策・修理			
13 被災者への住宅供給			
14 被災建築物応急危険度判定の実施			
15 被災宅地応急危険度判定の実施			
16 被災住宅等の応急対策の支援等			
17 災害救助法による救助の実施（応急仮設住宅の供与）			
18 災害救助法による救助の実施（住宅の応急修理）			
19 所管施設の点検、被害状況把握	各所管課		



初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制 移行後の担当課
部名	班名		
生野・山東・朝来支所対策部	市民課班	1 対策本部との連絡調整 2 避難勧告・指示等の発令、伝達 3 区・自主防災組織との連絡調整 4 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ 5 防災資機材、車両の調達・確保 6 被害情報、気象情報等の収集・記録 7 C A T V等による市民への災害情報の伝達 8 消防団支団との連絡調整 9 所管施設の点検、被害状況把握 10 職員の招集及び参集職員の把握 11 避難所の開設・運営 12 高齢者・障害者・乳幼児等要援護者の救援対策 13 被災者への食料・生活必需品等の調達・給与 14 医師会・医療機関との連絡調整 15 医療・助産救護 16 感染症予防・防疫活動 17 廃棄物処理（災害ごみ） 18 行方不明者の搜索、遺体の搜索・収容・埋葬 19 社会・老人福祉施設の被害調査及び応急対策 20 救援物資受入・配分 21 災害ボランティアの派遣・受入れ 22 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 23 災害援護資金貸付け 24 被災者生活再建支援制度等公的支援制度の運用 25 兵庫県住宅再建共済制度の運用 26 民生委員・児童委員との連絡調整 27 日本赤十字社との連絡調整 28 ペットの保護対策 29 災害時相談窓口の開設、運営 30 り災証明書の発行 31 被災者生活救援対策のとりまとめ 32 災害救助用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付 33 被災者向け保健、心のケア対策 34 救護所の開設、収容、閉鎖等 35 災害救助法による救助の実施（避難所の供与、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、埋葬・死体の搜索及び処理、医療及び助産） 36 災害義援金（県義援金含）の募集、受付、配分 37 その他支所管内に関する庶務全般	支所市民課

初動時の班編成		事務分掌	平常時勤務体制移行後の担当課
部名	班名		
生野・山東・朝来支所対策部	地域振興課班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木関連被害調査及び応急対策</li> <li>2 道路・橋梁・河川・水路等の応急対策活動</li> <li>3 鉄道、バス等公共交通機関の運行等情報収集及び道路通行止め等情報収集</li> <li>4 地すべり・土砂災害の応急対策</li> <li>5 応急対策用資機材の調達・確保</li> <li>6 被災市営住宅の応急対策・修理</li> <li>7 被災者への住宅供給</li> <li>8 農林商工関係被害調査及び応急対策</li> <li>9 農林商工関係団体との連絡調整</li> <li>10 所管施設の点検、被害状況把握</li> <li>11 被災建築物応急危険度判定の実施</li> <li>12 被災宅地応急危険度判定の実施</li> <li>13 被災住宅等の応急対策の支援等</li> <li>14 家畜の応急救護及び防疫</li> <li>15 市内滞在中観光客の安全確保</li> <li>16 国土交通省、県土木事務所との連絡調整</li> <li>17 災害救助法による救助の実施（応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去）</li> </ul>	支所地域振興課

## 5 災害対策本部の協議事項等

本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審議決定するため、本部員会議を開催する。協議事項等の具体的内容は、以下のとおりである。

なお、本部長は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ1名以上を、本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請し、関係機関との連携強化を図る。

### 災害対策本部の協議事項等

- (1) 災害応急対策の総合調整
  - ・各班間の応急対策業務に係る調整
  - ・防災関係機関及び応援部隊等との調整
- (2) 県災害対策本部との協議調整
- (3) 災害対策本部配備体制の決定
- (4) 避難所等の開設決定
- (5) 避難の勧告等の決定
- (6) 関係機関への応援要請
  - ・自衛隊に対する災害派遣要請
  - ・緊急消防援助隊に対する応援要請
  - ・行政機関に対する応援要請
  - ・防災関係機関に対する協力要請
- (7) 災害救助法の適用申請
- (8) 激甚災害の指定の要請
- (9) 応急対策に要する予算及び資金の調整
- (10) その他災害応急対策の重要事項の決定

## 6 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、支所対策部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。この場合、現地災害対策本部の指揮は、副本部長（副市長）がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地対策本部長に委任する。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

## 7 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなると認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通

知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、平常時勤務体制移行後の事務分掌に基づき関係課等において継続して対処する。

## **資 料**

### 1 - 2 朝来市災害対策本部条例

## 第2節 情報の収集・伝達

### 第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	各班
------	----

#### 1 通信機能の確保

各班及び防災関係機関は、所管の通信設備等の機能、電源等を確認し、防災関係機関間の通信及び住民への広報手段を確保する。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、非常用電源の確保、機器の修理等の措置をとる。

##### 主な通信手段

	主な通信手段	主な通信区間
有線	一般加入電話・ファクシミリ	災害対策本部 支所対策部 防災関係機関 区(自主防災組織)
	ケーブルテレビ電話・ファクシミリ	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台 災害対策本部
	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)	災害対策本部 県・市町・防災関係機関
	ケーブルテレビ音声告知システム	災害対策本部・支所対策部・区(自主防災組織) 住民
無線	兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系/地上系)	各支所対策部 防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)(山東町域)	山東支所対策部 住民
	市防災行政無線(移動系)	各支所対策部 災害現場等
	消防無線	災害対策本部 消防本部 災害現場等
	携帯電話	災害対策本部 各支所対策部 災害現場等

#### 2 通信設備・情報の管理

各班及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時情報連絡の専従者の配置等により、情報を一元管理する。

#### 3 代替通信手段の確保

総務班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

あらかじめ登録した災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTT西日本のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(2) 非常無線通信の利用

一般加入電話等が利用できないとき、又は利用することが著しく困難となった場合は、非常通信の経路に基づき、非常無線通信を実施する。

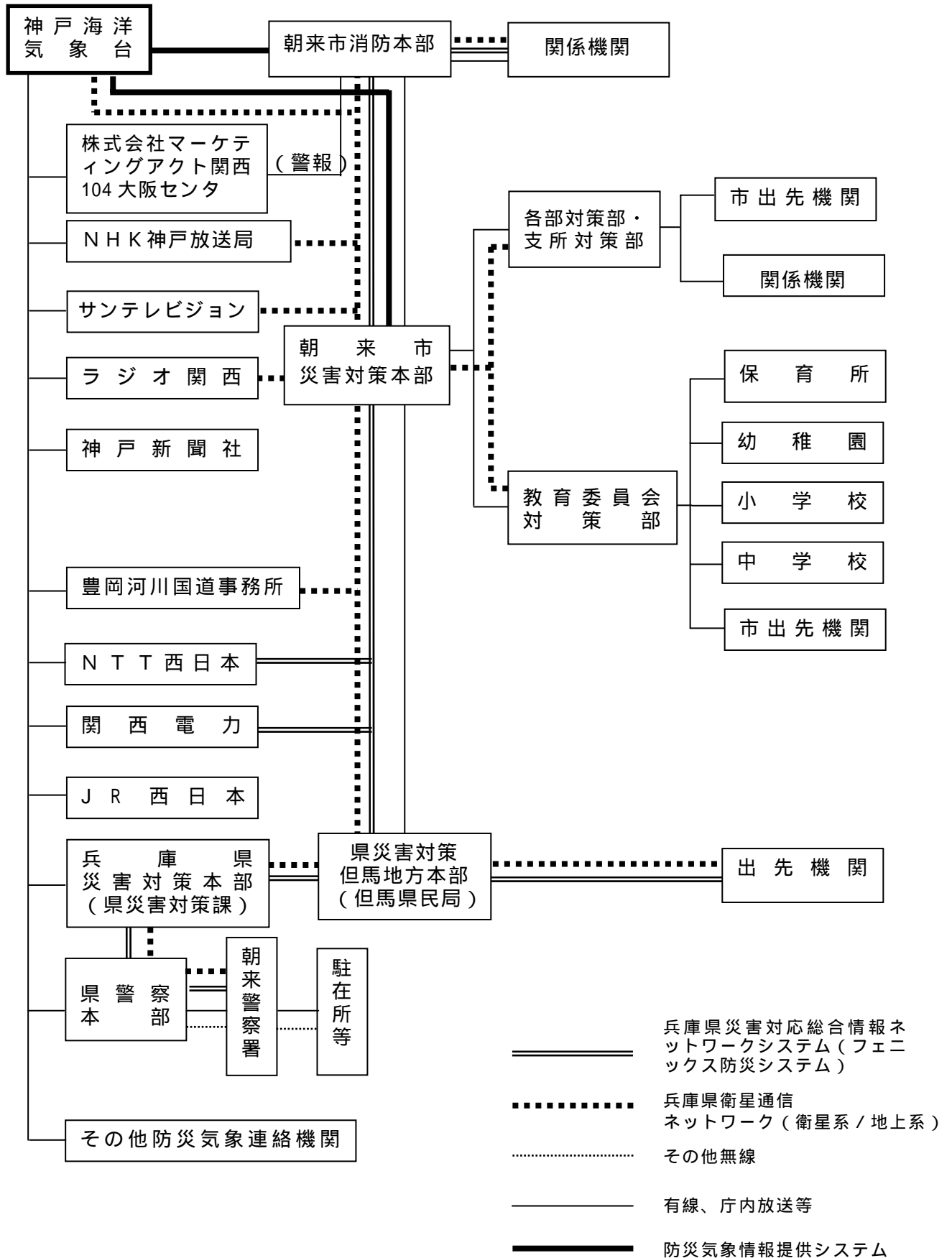
通報内容

- ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- イ 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要因の確保などに関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

区 間	総 合 信 頼 度	( 発着信局 )	非常通信経路	( 発着信局 )
生野庁舎 神戸市	B	県姫路土木事務所 ( 生野ダム管理所 )	—————	県 庁
	B	J R 生野駅	~~~~~	J R 元町駅
本 庁 神戸市	A	朝来市消防本部	—————	県 庁
	A	朝来警察署	—————	警 察 本 部
	A	J R 和田山駅	~~~~~	J R 元町駅
朝来庁舎 神戸市	B	県八鹿土木事務所朝来事業所	—————	県 庁

注) ————— 無線区間      ~~~~~ 有線区間

情報の伝達系統及び伝達手段



#### 衛星通信ネットワーク設置機関

神戸海洋気象台、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、警察機関（駐在所除）、豊岡河川国道事務所等に設置されている。

#### 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム設置機関

西日本電信電話(株)、関西電力(株)、警察機関等に設置されている。



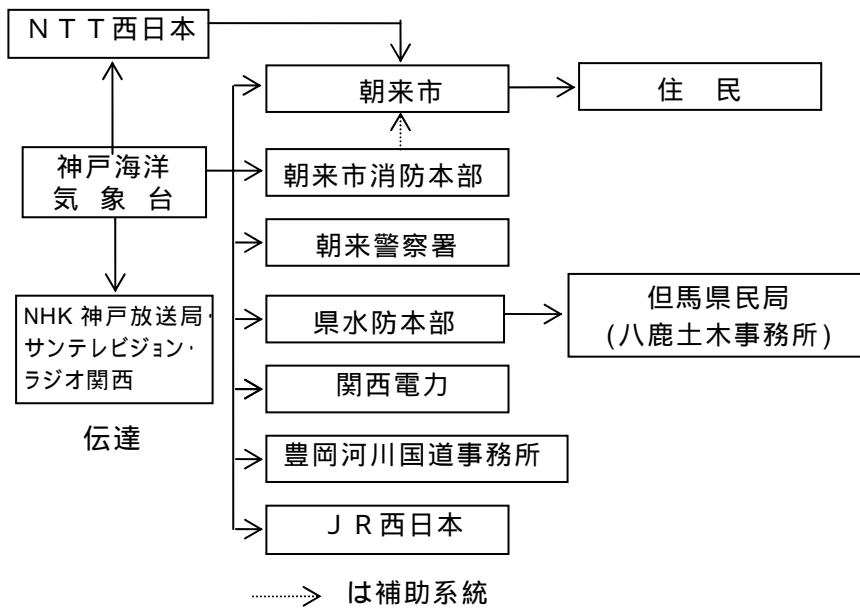
## 第2 気象情報等の収集伝達

実施担当	総務班
------	-----

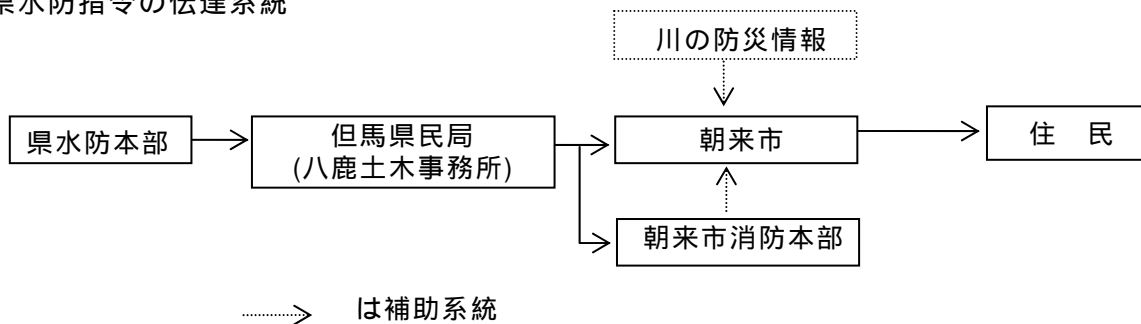
### 1 気象・河川情報の収集

総務班及び防災関係機関は、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ、防災端末（フェニックス防災システム）等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

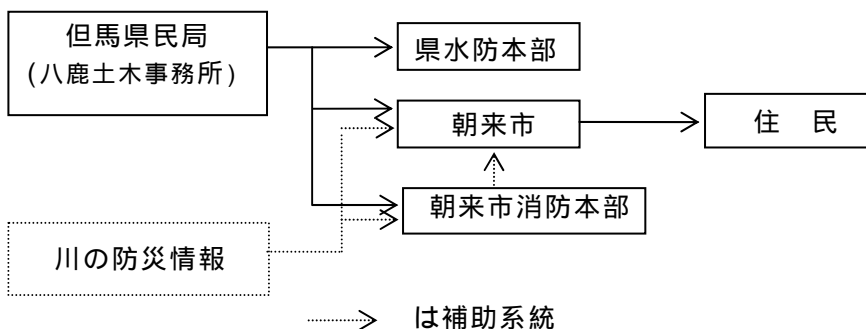
#### 気象情報の伝達系統



#### 県水防指令の伝達系統



#### 県管理河川の水防警報の伝達系統



主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
大雨警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
洪水警報 ・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
重要変更	大雨警報発表中で、特に警戒が必要な場合に、注意警戒文に「重要変更！」を明示。	現在は、重大な土砂災害の危険性が高いときに「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」という説明が加わる。洪水のおそれを予想する判断情報となる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したこと。	
気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の東側近傍を通る場合は、降雨が特に強くなる。市の西側近傍を通る場合は、風が特に強くなる。
アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	豪雨による内水はん濫や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）	広域の豪雨となるおそれを予想する判断情報となる。
降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨となるおそれを予想する判断情報となる。
レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（30分）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
水防警報	河川水位や潮位がはん濫注意水位に達するおそれがあるときに、水防関係者へ待機、準備、出動又は解除を発令	円山川、市川が対象
テレメータ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れのおそれを予想する判断情報となる。
テレメータ水位	円山川の河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位を越えるおそれを予想する判断情報となる。

気象警報・注意報の基準（気象庁）

	地域	注意報	警報
大雨、洪水	但馬南部	R1：20mm 以上 かつ RT：50mm 以上	R1：40mm 以上 かつ RT：120mm 以上
		R3：40mm 以上	R3：100mm 以上
		R24：平地は 100mm 以上 山地は 150mm 以上	R24：平地は 200mm 以上 山地は 250mm 以上
記録的短時間 大雨情報	兵庫県北部	R1：80mm 以上	
強風（平均風速）	兵庫県北部	陸上 10m/s 以上	
風雪（平均風速）	兵庫県北部	陸上 10m/s 以上 雪を伴う	
暴風（平均風速）	兵庫県北部		陸上 20m/s 以上
暴風雪（平均風速）	兵庫県北部		陸上 20m/s 以上 雪を伴う
大雪	兵庫県北部	30cm 以上（24 時間降雪の深さ）	60cm 以上（24 時間降雪の深さ）
なだれ	兵庫県北部	積雪の深さ 70cm 以上（気象官署の値）あり降雪の深さ 20cm 以上 積雪の深さ 50cm 以上（気象官署の値）あり最高気温が 7 以上（気象官署の値）又は降雨	

R1：1 時間雨量、R3：3 時間雨量、R24：24 時間雨量、RT：総雨量

水位情報周知河川の対象河川

河川名	水位計	はん濫注意水位 (警戒水位)(m)	避難判断水位 (特別警戒水位)(m)	はん濫危険水位 (危険水位)(m)
円山川	多々良木( 県 )	2.00	3.00	3.80
	玉置( 県 )	3.10	3.40	4.20

火災気象通報

神戸海洋気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

#### 火災気象通報の基準

- |  |
|--|
| (1) 兵庫県北部の場合、実効湿度が70%以下で最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの時。<br>(2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みの時。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。 |
|--|

#### 火災警報

市長は次の場合に住民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

#### 火災警報の基準

- |   |
|---|
| (1) 実効湿度 70 パーセント以下、最小湿度 40 パーセント以下に低下し、かつ、最大風速が 10 メートルを超える見込みのあるとき。<br>(2) 平均風速が 10 メートル以上を超え、かつ、1時間以上連続して吹く見込みがあるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。 |
|---|

## 2 警報等の伝達

総務班は、気象警報、水防指令、水防警報等を確認した場合は、必要に応じ、防災行政無線、CATV、一斉配信メール、電話、ファクシミリ、庁内放送等により、警戒情報等を職員、市民、関係機関等に伝達する。

伝達先	伝達手段等
区長（自主防災組織）	区長（自主防災組織）へ、電話、ファクシミリ等で伝達
市民	CATV、防災行政無線等で伝達
職員	庁内放送（時間内） 非常時連絡網（時間外）
消防団	幹部、分団長へ、電話等で伝達
関係機関	施設長等へ、電話等で伝達
災害時要援護者関連施設	施設長等へ、電話等で伝達

## 第3 被害情報の収集・調査

実施担当	各班
------	----

### 1 発見者の通報（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

市は、異常現象等の発見又は災害発生連絡を受けた場合は、神戸海洋気象台及び

その事象に関係のある機関に通報する。

## 2 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、各班、消防団、自主防災組織等は現場を巡回し警戒監視に当たり、情報収集に努める。災害の発生、又は災害の発生のおそれを確認した場合は、直ちに支所災害対策部へ報告し、報告を受けた支所災害対策部は直ちに災害対策本部へ報告する。

また、災害発生後の初期段階においては、被害の全体像を大まかにつかむことに留意し、主に次表に示す情報を収集報告する。

項目	収集内容	担当班
被害情報全般	現地調査	各班
	区（自主防災組織）からの情報	総務・企画班、市民課班
	住民からの情報	総務・企画班、市民課班
	避難者情報	生活・福祉班、市民課班
	119番通報状況	消防本部班
	110番通報状況	総務班
	参集途上情報	全職員
ライフライン被害情報	上水道	上水道課班
	下水道	下水道課班
	電話、電力	総務・企画班、市民課班
負傷者情報	医療機関、朝来市医師会	生活・福祉班、市民課班
その他	所管施設・設備の被害情報	各班
	応急対策の実施状況	各班

## 3 初期情報の整理・分析・対応

- (1) 総務班は、各班から報告された情報に基づき、管内図上に被害状況等を取りまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。
- (2) 収集した情報及び決定した対策等は、総務班が速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（災害概況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を行う。
- (5) 上記(3)、(4)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長へ報告する。

#### 4 被害調査

各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の調査を行う。各班は、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、調査した結果をまとめ、災害対策本部事務局に提出する。各班及び調査対象は、次のとおりである。

部門別調査の担当及び対象

項目	調査内容	調査担当班
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務・企画班、市民課班
	負傷者の状況	総務・企画班、市民課班
住家被害	全壊、半壊、一部損壊の状況	総務・企画班、市民課班
	床上・床下浸水の状況	総務・企画班、市民課班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	総務・企画班、市民課班
その他	田畑	産業・都市班、地域振興課班
	文教施設	教育委員会班
	病院、福祉施設	生活・福祉班、市民課班
	道路、橋梁、河川	産業・都市班、地域振興課班
	砂防、がけ崩れ、土石流、林地崩壊	産業・都市班、地域振興課班
	清掃施設	生活・福祉班、市民課班
	鉄道不通	産業・都市班、地域振興課班
	水道・下水道	上水道課班、下水道課班
	電話・電気	総務・企画班、市民課班
	危険物施設	消防本部班
	ブロック塀等	生活・福祉班、市民課班
り災者	り災世帯、り災者数	生活・福祉班、市民課班
火災	火災の状況	消防本部班
被害額	公立文教施設	教育委員会班
	農林水産業施設	産業・都市班、地域振興課班
	公共土木施設	産業・都市班、地域振興課班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害	産業・都市班、地域振興課班
	商工被害	産業・都市班、地域振興課班

大規模な災害が発生した場合は、地区単位で調査班を編成して調査を行う。

#### 5 被害調査情報の整理・分析・対応

(1) 総務班は、各班から報告された情報を取りまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。

- (2) 総務班は、とりまとめた被害状況を速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（被害状況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策、実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、被害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

## 第 4 災害報告

実施担当	各班
------	----

### 1 実施担当

総務班は、初期情報・被害調査情報を取りまとめ、整理した内容を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

### 2 報告基準

総務班は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

#### (1) 一般基準

災害救助法の適用基準に合致する災害

災害対策本部を設置した災害

又は に定める災害になるおそれのある災害

自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害

#### (2) 風水害

がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの

堤防から水があふれたり、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### (3) 社会的影響基準

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

#### (4) その他

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

## 災害即報（風水害）＜総務班＞

即報基準		直接即報基準
一般基準	災害救助法の適用基準に合致するもの 県又は市が災害対策本部を設置したもの 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	風水害 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 河川のおふれ水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	
社会的影響基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

### 3 報告系統

災害報告は、原則覚知後30分以内に、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ行うものとする。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

### 4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害の発生を覚知したときは、防災端末（フェニックス防災システム）に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

### 5 報告内容

#### (1) 緊急報告

##### 庁舎緊急報告

総務班は、災害対策本部を設置した災害又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ庁舎緊急報告を行う。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報する。



なお、報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

#### 火災、死傷者発生に関する緊急報告

消防本部班は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合、直ちに消防庁及び県災害対策本部（但馬県民局経由）へそれぞれ報告する。

なお、報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

#### (2) 災害概況即報

総務班は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部（但馬県民局経由）に報告する。災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報として把握できた範囲から、逐次報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

なお、報告内容は、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

#### (3) 被害状況即報

総務班は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ被害状況即報として報告する。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

#### (4) 災害確定報告

総務班は、災害応急対策が概ね完了した時点で、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ文書で災害確定報告を行う。

#### (5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

## 第5 情報共有

---

実施担当	各班
------	----

市及び防災関係機関は、相互の情報共有に努める。

## 1 庁内の情報共有

支所対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、総務班に報告する。総務班は、市全体の状況を取りまとめ、支所対策部へファックス等により伝達する。

## 2 防災関係機関との情報共有

総務班及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて市対策本部へ連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
総務班	県（但馬県民局）、朝来警察署、西日本旅客鉄道(株)、全但バス(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、報道機関

## 3 下流域の市との情報共有

円山川の洪水対策の参考とするため、総務班は、防災端末により下流域の養父市、豊岡市の気象、河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

## 資 料

- 3 - 1 防災関係機関の連絡先一覧
- 3 - 4 防災行政無線配置一覧
- 3 - 5 雨量観測所一覧
- 3 - 6 国土交通省及び県水位観測所（量水標）の水位情報一覧

## 第3節 防災関係機関等との連携促進

### 第1 自衛隊への派遣要請

実施担当	総務班
------	-----

#### 1 災害派遣要請の方法

- (1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、但馬県民局長、朝来警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をする。

災害の状況及び派遣を要請する理由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

ア 要請責任者の職氏名

イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

ウ 派遣地への最適経路

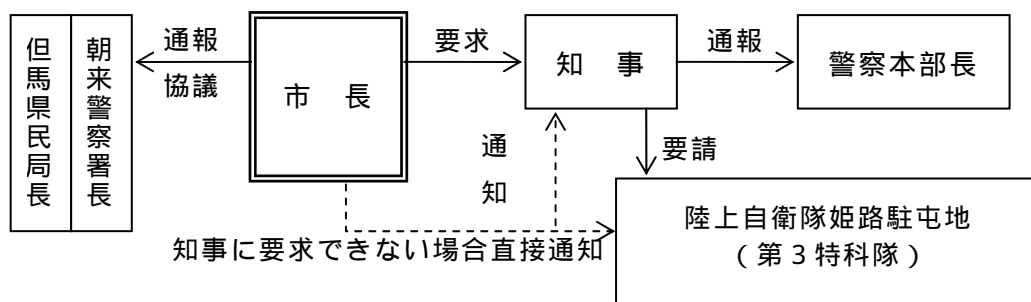
エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記の派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊(陸上自衛隊第3特科隊)に通知する。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 市長は、前記の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

派遣及び撤収要請手続経路



#### 2 要請先等

- (1) 要請先

区分	要請先	所在地
陸上自衛隊	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号

## (2) 連絡先

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911 ~ 9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911 ~ 9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911 ~ 9912
自衛隊	第3特科隊	(0792)22-4001 内線 235,238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

### 3 災害派遣受入れ体制

自衛隊に派遣要請した場合は、直ちに市の受入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、総務班を窓口として統一する。
- (2) 他の応急対策、復旧活動と重複競合のないよう効率的な作業計画を樹立する。
- (3) 自衛隊と協議の上、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の決定及び準備。
- (4) 自衛隊と協議の上、自衛隊用ヘリポートを決定する。
- (5) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった装備等で自衛隊から要請があった場合は、総務班が確保する。
- (6) 自衛隊から食糧、飲料水等の要請があった場合は、総務班が確保する。

受入拠点の候補地は、次のとおりである。

施設名	所在地	備考
朝来市八王子グラウンド	生野町口銀谷 2401 番地 1	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市栃原運動広場	生野町栃原 1699 番地	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市和田山中央文化公園	和田山町玉置 874 番地	
朝来市筒江農村広場	和田山町筒江 100 番地	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市山東農村広場	山東町粟鹿 147 番地 2	ヘリコプター臨時離着陸場
朝来市朝来グラウンド	立脇 25 番地 1	ヘリコプター臨時離着陸場

### 4 自衛隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助  
避難者の誘導、輸送等

- (3) 遭難者等の搜索救助  
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動  
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は通常市が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常市が提供）
- (8) 通信支援  
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水  
炊飯及び給水の支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与  
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与。ただし、譲与は、県・市・その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。
- (12) 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他  
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

## 5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分等に疑義が生じたときは、市長と派遣部隊との間で協議調整する。

## 6 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて自衛隊の撤収要請をするよう求める。

## 第2 関係機関との連携

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 地方公共団体、指定地方行政機関等への応援要請

応急対策を実施する上で、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

#### (1) 応援要請の依頼

各班は、担当応急対策活動を行うことが、各班のみでは対応できない場合、総務班に対して速やかに人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

#### (2) 応援要請の判断

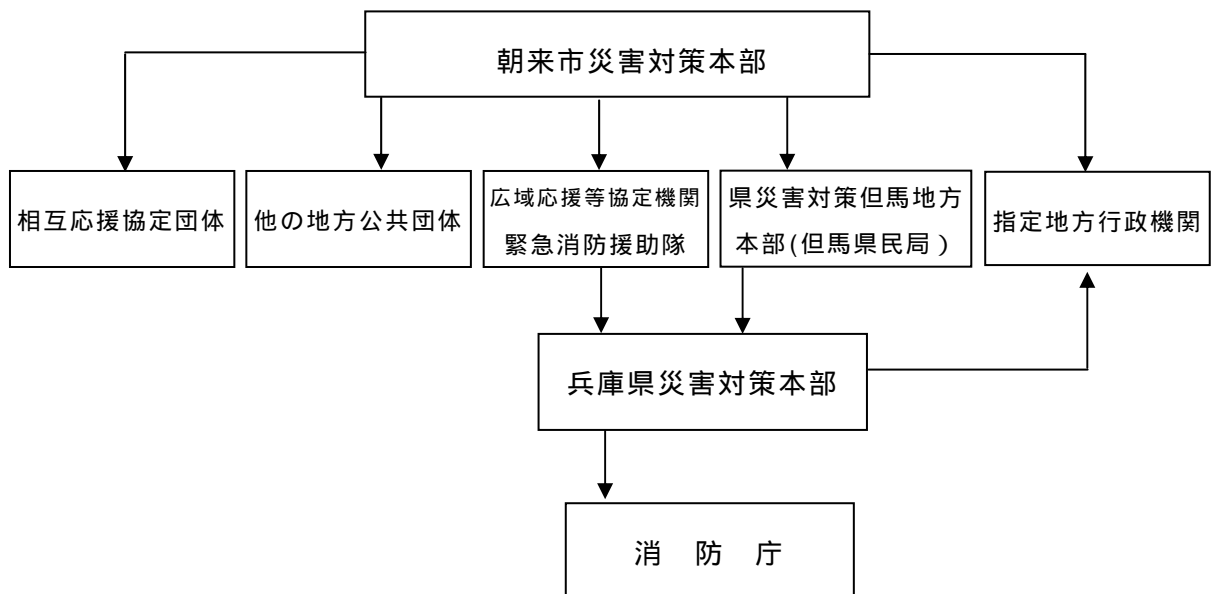
災害対策本部は、以下の判断基準に基づき応援要請の判断を行う。

各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合。

特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合。

#### (3) 応援要請

隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の出動要請は、消防本部班が行い、災害対策基本法等に基づく他の地方公共団体等への応援要請は、総務班が行う。応援要請の系統は、概ね次のとおりである。



要請等の内容	要請等の根拠
相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 1 項
災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 2 項
災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項
災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
消防応援協定に基づく応援要請	消防組織法第 39 条
緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第 44 条第 1 項

## 2 消防本部班の応援要請

### (1) 大規模災害時における広域消防応援体制

隣接市町等との相互応援協定に基づく応援

消防長は、市長と協議の上、災害の規模等により隣接市町等の消防長に対して応援を要請する。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

- ア 災害の発生場所及び概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ 集結場所及び活動内容
- エ その他必要事項

兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

消防長は、市長と協議の上、災害の規模等により県内の他市町等の消防長に対して応援を要請する。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

- ア 災害の発生場所及び概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ 集結場所及び活動内容
- エ その他必要事項

緊急消防援助隊の応援要請

消防長は、市長と協議の上、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防応援隊の出動のための必

要な対処がとられるよう知事に要請する。

### 3 総務班の応援要請

#### (1) 県への応援要請及びあっせん要求

応援要求と応急措置要請（災害対策基本法第 68 条第 1 項）

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

ア 災害の状況

イ 応援の要求又は応急措置の要請理由

ウ 応援又は応急措置の内容及び期間

エ その他必要事項

指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求（災害対策基本法第 30 条第 1 項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんに要求する。

他の地方公共団体の職員の派遣あっせん要求（災害対策基本法第 30 条第 2 項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに要求する。

#### (2) 指定地方行政機関への応援要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

#### (3) 他市町等への応援要請（災害対策基本法第 67 条第 1 項、地方自治法第 252 条の 17）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。応援を要請する場合は、次の事項を連絡する。

災害の状況

資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等

職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

応援場所及び応援場所への経路

応援の期間

その他必要事項

#### (4) 相互応援協定に基づく応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定を締結している他市町等への応援要請を行う。

### 4 応援隊等の受入れ

前記 3 の応援要請による応援隊等の派遣が決定した場合の受入れは次により行う。なお、前記 2 の受入れは、消防本部が別に定める。



### (1) 関係班への連絡

総務班は、応援隊等の受入れが決定した場合は、当該応援隊等の人員、到着日時等必要な事項を関係班へ速やかに連絡する。

### (2) 受入れ体制の整備

総務班は、要請、応援活動等の内容を整理し、応援隊との連絡調整を行うとともに、関係班へ宿所等の準備等、受入れ体制整備の指示を行う。

要請、応援活動等の連絡調整（総務班 応援隊等）

ア 応援隊等の活動場所・期間、応援業務内容等

イ 応援隊等の責任者及び市の担当責任者

ウ 応援隊等の人員、連絡方法等

エ 応援隊等の食料、飲料水、宿所等の有無

オ 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等

食料、飲料水、宿所等の準備

要請する応援隊等は自立できることが原則であるが、応援隊等が自立できない場合、関係班は食料、飲料水、宿所等を準備する。

### (3) 受入れの手続き等

総務班は、応援隊等を受入れたときは、その責任者に対し、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係班の担当責任者に引き継ぐものとする。

関係班は、応援隊等の現地への誘導、応援業務内容の事前調整を行うとともに、当該業務が終了するまで、応援隊等との連絡、対応等に当たるものとする。

関係班は、必要に応じて応援隊等の活動状況を総務班へ報告するとともに、応援業務終了後速やかに活動記録を総務班へ提出する。

## 5 応援隊等の撤収

### (1) 市長への報告

応援隊等の応援業務若しくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなった場合には、関係班の班長は、速やかに市長へ報告し、指示を受けるものとする。

### (2) 県知事等への撤収要請

市長は、応援隊等の応援業務若しくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなったと認める場合は、知事又は関係市町長等に対して撤収を要請する。

## 資料

4-1 災害時相互応援の協定先等一覧

4-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 / 同実施要領

4-5 兵庫県広域消防相互応援協定 / 同覚書

4-8 自衛隊の災害派遣要請依頼書（様式）

4-9 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書（様式）

## 第4節 災害救助法の適用

---

実施担当	総務班（総括）、各班（実施）
------	----------------

### 第1 適用基準

---

#### 1 適用基準

本市域において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するとき、知事が災害救助法を適用する。

- (1) 市内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上に達した場合（災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

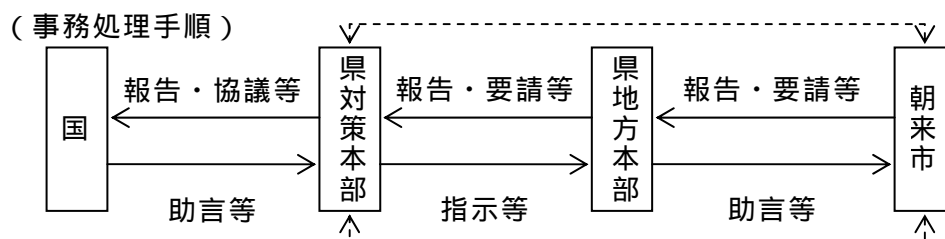
#### 2 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次により換算する。

- (1) 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- (2) 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 2
- (3) 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 3

#### 3 適用手続

市長は、災害の規模が、前記 1 の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知する。



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

## 第2 救助の実施

### 1 実施責任

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、知事がこれに当たることとされているが、知事は権限に属する事務の一部を市長に委任することができるほか、市長は知事が行う救助を補助することとされている(災害救助法第30条)。

市は、市長に委任された救助の実施を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待つ時間的余裕がない場合には、緊急を要する救助を実施する。

### 2 救助の実施内容

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は、資料編のとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。

実施項目	実施期間	市の担当班
避難所の供与	7日以内	生活・福祉班、市民課班
応急仮設住宅の供与	完成の日から2箇年以内 (着工は20日以内)	産業・都市班、地域振興課班
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	生活・福祉班、市民課班
飲料水の供給	7日以内	上水道課班
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	生活・福祉班、市民課班
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内	生活・福祉班、市民課班
災害にかかった者の救出	3日以内	消防本部班
災害にかかった住宅の応急修理	1箇月以内	産業・都市班、地域振興課班
学用品の給与	教科書等 1箇月以内 文房具等 15日以内	教育委員会班
埋葬	10日以内	生活・福祉班、市民課班
死体の捜索及び処理	10日以内	生活・福祉班、市民課班
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	産業・都市班、地域振興課班

## 資料

- 10-1 災害救助法による救助の基準
- 10-2 災害救助事務フローチャート

## 第3章 円滑な災害応急活動の展開

### 第1節 水防活動の実施

実施担当	各班
------	----

#### 第1 水防の責任等

##### 1 県の責任（水防法第3条の6）

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

##### 2 市の責任（水防法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

##### 3 気象庁長官（神戸海洋気象台長）の責任（水防法第10条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2）

水防活動用の予報・警報を行うこと。

国土交通大臣と共同して指定河川（円山川、出石川等）の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知すること。

##### 4 国土交通大臣（豊岡河川国道事務所長）の責任（水防法第10条第2項、第13条第1項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第2項）

気象庁長官と共同して指定河川（円山川、出石川等）の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。

円山川、出石川等の水防警報を発すること。

##### 5 知事の責任（水防法第10条第3項、第11条、第13条第2項・第3項、第14条第1項・第3項、第16条第1項・第3項）

気象庁長官と共同して指定河川の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

##### 6 水防管理者（市長）の責任（水防法第17条）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動さ

せ又は出動準備をさせなければならない。

#### 7 朝来警察署の任務（水防法第 22 条）

朝来警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請があったときは、協力するものとする。

#### 8 通信機関の責任（水防法第 27 条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

#### 9 量水標管理者の責任（水防法第 12 条）

量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるとときは、その水位の状況を管理者に通報しなければならない。

#### 10 一般市民（水防法第 24 条、第 29 条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者等からの要請があったときは水防に従事するとともに、立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

### 第 2 水防本部の設置等

---

#### 1 水防本部

水防管理者は、洪水等の危険により水防活動の必要があると認めたときは、市に水防本部を設置する。ただし、市に災害対策本部が設置された場合は、そのまま災害対策本部に移行する。

#### 2 組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

### 第 3 水防非常配備

---

配備	配備時期	態勢及び業務の内容	配備人員	県水防本部長からの指令
第 1 号配備	(1) 今後の気象情報及び水位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度 4 の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき。	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の召集その他活動ができる態勢	災害警戒本部体制（第 1 号配備体制）	水防指令第 1 号

第2号配備	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき。 (3) 震度5弱又は5強の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき。	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	災害警戒本部体制 (第2号配備体制)	水防指令第2号
第3号配備	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2号配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき。	完全な水防態勢	災害警戒本部体制 (第3号配備体制)	水防指令第3号

#### 第4 水防警報

種 類	内 容
第1号 待 機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準 備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号 出 動	水防活動に出動させるもの
第4号 解 除	水防活動を終了させるもの

#### 第5 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

警鐘信号				サイレン信号				
第1信号	休 止	休 止	休 止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
				約15秒				
				- 休止 -	- 休止 -	- 休止 -		
第2信号	- -	- -	- -	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
				約6秒				
				- 休止 -	- 休止 -	- 休止 -		
第3信号	- - -	- - -	- - -	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
				約5秒				
				- 休止 -	- 休止 -	- 休止 -		

第 4 信号	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 - 休止 - - 休止 - - 休止
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。	

第 1 信号 河川又はため池では量水標がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの

第 2 信号 水防団員（消防団員）及び消防本部が直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第 3 信号 水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

## 第 6 施設の監視等

### 1 量水標

- (1) 施設管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のとき、常に量水標の監視に当たる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) また、水位観測表を備えて、一時間ごとに観測した水位及び最高水位又は最高位を記録するとともに、連絡員を通じて施設管理者へ報告させる。
- (5) 水防管理者又は量水標の管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）又ははん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、河川に関しては八鹿土木事務所へ、ため池は和田山土地改良事務所へ報告する。

### 2 堤防等

水防団待機水位（通報水位）に達しときは、監視員及び連絡員に巡視に当たらせる。

### 3 水門、ため池

- (1) 施設管理者はあらかじめ、監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平常時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにしておく。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川の量水標が水防団待機水位（通報水位）に達したという通知によって出勤し、水門、ため池の警戒操作に当たり、その状況を水門、ため池の管理者に報告する。
- (4) 施設管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を八鹿土木事務所又は和田山土地改良事務所に通知する。



## 4 ダム等

### (1) 河川管理施設ダム（生野・大路ダム）

施設管理者（生野ダム - 姫路土木事務所、大路ダム - 八鹿土木事務所）は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

### (2) 河川区域内・利水ダム（黒川・多々良木・大町大池ダム）

施設管理者（黒川・多々良木ダム - 関西電力㈱、大町大池ダム - 朝来市）は、操作規程、管理規程等に基づき姫路・八鹿土木事務所に通知する。

### (3) ため池（越浦池）

施設管理者（越浦池水利組合）は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平常時から工作物の点検を行い増水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒操作に当たり、その状況を施設管理者、和田山土地改良事務所等に報告する。

## 5 水防上影響のある工事

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平常時から水防管理者と連絡を密にし、出水時においては厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、または危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置をとる。

## 第7 水防活動

---

### 1 準備

水防管理者は、次の場合に水防団（消防団）及び消防本部に、出動準備を指示し、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備に当たらせる。

- (1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- (3) ため池の危険が予想されるとき。

### 2 出動

水防管理者は、次の場合は直ちに水防団（消防団）及び消防本部を出動させ、警戒に当たらせる。

- (1) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (3) ため池の危険が切迫しているとき。

### 3 応急措置

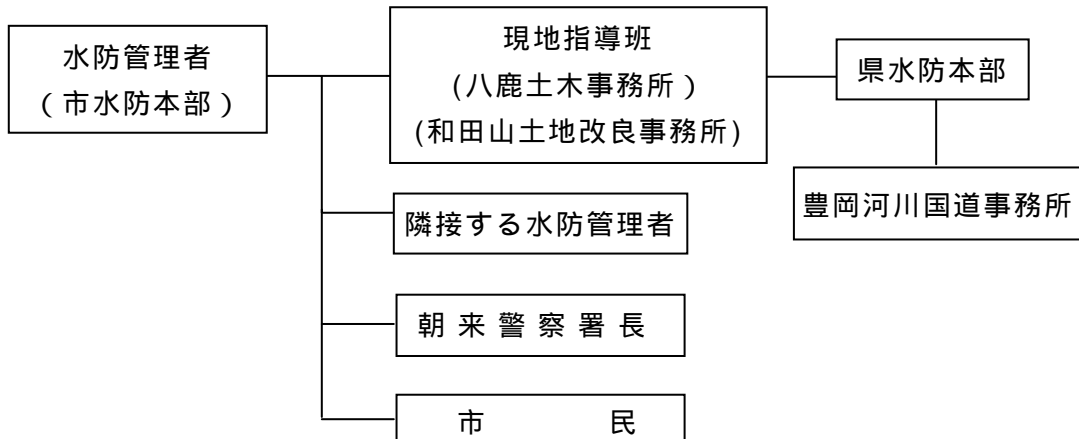
- (1) 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措

置を講ずる。

- (2) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止するなどの措置を講ずる。

## 第8 決壊の通知及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する（水防法第25条）。また、決壊後といえどもできる限りはん濫による被害が拡大しないように努める（水防法第26条）。



## 第9 情報連絡等

### 1 情報連絡

八鹿土木事務所、和田山土地改良事務所、水防管理者、ダム・水門・ため池等の管理者は、情報伝達する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め、情報を交換する。

### 2 水防報告

#### (1) 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては八鹿土木事務所長を経由し、ため池に関しては和田山土地改良事務所長を経由して、10日以内に知事に報告する。

水防実施状況報告書

水防法第25条の堤防その他の施設の決壊状況

水防法第28条により収容または購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所

水防法第29条による立退き指示の事由及びその状況

現地指導の公務員の職氏名

水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当

水防法第33条第1項の水防協議会の設置

その他必要と認める事項

#### (2) 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位（危険水位）又は最高水位に達したとき及びはん濫注意水位（警戒水位）から減水したとき

水防作業を開始したとき

水防の警戒を解除したとき

堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置

水防法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき

水防法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況

水防法第 29 条による立退き指示の事項

その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記 については、直下流水防管理者並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、及び については、朝来警察署長及び隣接水防管理者へも通報する。

### (3) 専用通信施設の使用

水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

警察通信施設

西日本旅客鉄道(株)通信施設

国土交通省通信施設

関西電力(株)通信施設

## 第 10 その他

---

### 1 協力応援（水防法第 23 条）

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求める。このとき、応援を求められた水防管理団体は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。

なお、隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定しておく。

### 2 朝来警察署との協議

水防管理者は、緊急時の警察電話の使用、警戒区域の設定（水防法第 21 条）、警察官の出動（水防法第 22 条）、避難立退き等（水防法第 29 条）について朝来警察署長と協議しておく。

## 資 料

2 - 1 重要水防箇所一覧

2 - 2 ダム一覧

2 - 3 警戒ため池一覧

3 - 5 雨量観測所一覧

- 3 - 6 国土交通省及び県水位観測所（量水標）の水位情報一覧
- 3 - 7 円山川水門管理施設一覧

## 第2節 救助・救急、医療対策の実施

### 第1 人命救出活動の実施

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

#### 1 救出体制の確立

##### (1) 市の救出体制

生活・福祉班、市民課班は、救出班を編成し、消防本部班、消防団、朝来警察署等と連携して救出活動を実施する。

##### (2) 消防本部班の救出体制

消防本部班は、市内の被害状況を勘案し、消防隊、救助隊及び救急隊を出動させ救出活動を実施する。また、状況により現地指揮本部及び救護所を設置する。

##### (3) 警察の救出体制

朝来警察署は、被害状況を早期に把握して、署員招集等を行い、迅速に署部隊を出動させ、救出救護及び捜索活動を実施する。また、救出活動に必要な交通規制を実施する。

##### (4) 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自主防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

朝来警察署、消防本部等への連絡

#### 2 救出活動の実施

消防本部班は、総務班や関係機関等から正確な被害情報を入手して速やかに分析を行い、人命の危険が高いと判断されるところから出動し、救出活動を実施する。

#### 3 関係機関との連携

総務班、消防本部班は、救出活動が困難な場合、関係機関へ応援要請を行う。

##### (1) 総務班の応援要請

県、他市町等に対する応援要請

自衛隊に対する応援要請

朝来警察署に対する機動隊の派遣要請

##### (2) 消防本部班の応援要請

隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請

##### (3) 朝来市建設業協会との応援協定

市は、朝来市建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により、救出活動における人員、重機等の資機材の支援要請を行う。

## 4 災害救助法の実施基準等

### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における災害にかかった者の救出は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった者の救出は、市長が行う。

### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「災害にかかった者の救出」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
支出費用	船艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から3日以内
備 考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

## 第2 救急医療の提供

実施担当	消防本部班
------	-------

### 1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況(日時、場所、災害の状況、死傷者の数)を必要に応じ関係機関(朝来市消防本部、朝来警察署等)に直ちに連絡する。

### 2 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関(消防本部班、朝来警察署等)は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

### 3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関(消防本部班)は、直ちに救急隊

を現場に出動させ、搬送に当たる。

- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用

事故等責任機関、市有車両その他応急的に調達した車両の活用

隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請

- (3) 消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

#### **4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置**

- (1) 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

- (2) 市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

#### **5 負傷者等の収容**

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

災害拠点病院

災害対応病院（二次救急医療機関）

救急告示病院・診療所

その他の医療施設

公民館、学校等に設置された救護所及び救護センター

寺院（死者の場合）

- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに朝来警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行う。速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

#### **6 関係機関への協力要請**

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

#### **7 災害の現場における諸活動の調整**

- (1) 市に災害対策本部が設置された場合

市災害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

- (2) 市に災害対策本部が設置されない場合

道路、宅地等での事故等の場合、警察又は消防本部の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

鉄道、工場での事故等の場合、事故等責任機関（鉄道事業者、工場等を営営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

## 8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

## 第3 医療・助産対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-------------------

### 1 救護所の設置

(1) 市は、次の場合に救護所を設置する。また県は、救護所では対応しきれない場合に、救護センターを設置する。

現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

傷病者のトリアージ

後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

傷病者の応急処置

助産

死亡の確認

遺体の検案

(3) 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、朝来市医師会等と協議の上、救護所を廃止する。

### 2 情報収集・提供

(1) 情報収集の協力

生活・福祉班、市民課班、朝来市医師会は、但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）和田山健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

なお、県（医務課）災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととしている。

医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認

被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握

近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・



把握

患者会等関係団体を通じた被災状況の確認

水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集

県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認

全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認

また、県（薬務課）は、以下の情報収集を行うことになっている。

赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会

調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報収集

消防本部は、県から提供される患者受入可能医療機関についての情報収集、把握を行う。

(3) 情報提供

県は、医療等に関する情報を、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととしている。

医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時離着陸場の位置、連絡先等）の提供

市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供

住民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供

住民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

### 3 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

生活・福祉班、市民課班は、多数の傷病者が発生した場合は、朝来市医師会に、救護班の編成、救護所への派遣を要請する。

(2) 県への要請

市長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

なお、県（医務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うこととしている。

災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請

県・神戸市等のヘリコプターの待機要請

近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請

自衛隊等に対する航空機による患者搬送についての待機要請

電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請

厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

県医師会、県私立病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県理学療法士会及び県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請、また、県（薬務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うこと

としている。

ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請

イ 厚生労働省、県薬事協会、県医薬品卸協同組合等に対する医薬品確保の要請

ウ 県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

### (3) 救護班の活動

救護班は、生活・福祉班、市民課班、消防本部班の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

## 4 災害拠点病院等の活動

### (1) 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院）

圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された傷病者の搬送について消防本部へ要請する。

災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）に対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

### (2) 災害対応病院

災害対応病院は、災害拠点病院と協力して、重症者等の受け入れを行う。

## 5 医療マンパワーの確保

和田山健康福祉事務所は、但馬地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）等と連携を図り、市内の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

なお県は、災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣が必要と認められるときは、県医師会、県私立病院協会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県理学療法士会及び県作業療法士会を通して派遣を要請することとしている。

## 6 患者等搬送体制

消防本部班は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

## 7 医薬品等の供給

### (1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

### (2) 調達方法

生活・福祉班、市民課班は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合は、和田山健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

市で供給が困難な場合、県へ供給のあっせんを求める。

### (3) 搬送、供給方法

販売業者は、市の集積基地まで搬送する。

生活・福祉班、市民課班は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等、目的地への迅速な供給に努める。

なお、集積基地での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

## 8 災害救助法の実施基準等

### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における災害にかかった者の医療及び助産は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった者の医療及び助産は、市長が行う。

### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「医療及び助産」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

医療

項 目	基 準 等
対 象	医療の途を失った者
支出費用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 処置、手術、その他の治療及び施術</li> <li>4 病院又は診療所への収容</li> <li>5 看護</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費</li> <li>2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</li> <li>3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</li> </ul>
期 間	災害発生の日から 14 日以内
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療は原則として、救護班により行う。</li> <li>2 医療機関により行える場合は、救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者等がある場合、若しくは救護班が到着しない場合に限る。</li> <li>3 患者等の移送費は別途計上する。</li> </ul>

#### 助産

項 目	基 準 等
対 象	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
支出費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 分べんの介助</li> <li>2 分べん前後の処置</li> <li>3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費</li> <li>2 産院その他の医療機関による場合、使用した衛生材料及び処置費の実費</li> <li>3 助産婦による場合、当該地域における慣行料金の 100 分の 80 以内の額</li> </ul>
期 間	分べんした日から 7 日以内
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出産のみならず死産及び流産を含む。</li> <li>2 妊婦等の移送費は別途計上する。</li> </ul>

#### 資 料

- 5 - 1 医療施設一覧
- 5 - 2 救護所の設置予定場所一覧

## 第3節 交通・輸送対策の実施

---

### 第1 交通確保対策の実施

---

実施担当	産業・都市班、地域振興課班、消防本部班
------	---------------------

#### 1 被災情報及び交通情報の収集

産業・都市班、地域振興課班は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、朝来警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者からの情報収集を行う。なお、これらの情報収集は、県が予め指定した緊急輸送路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

#### 2 通報連絡体制の確立

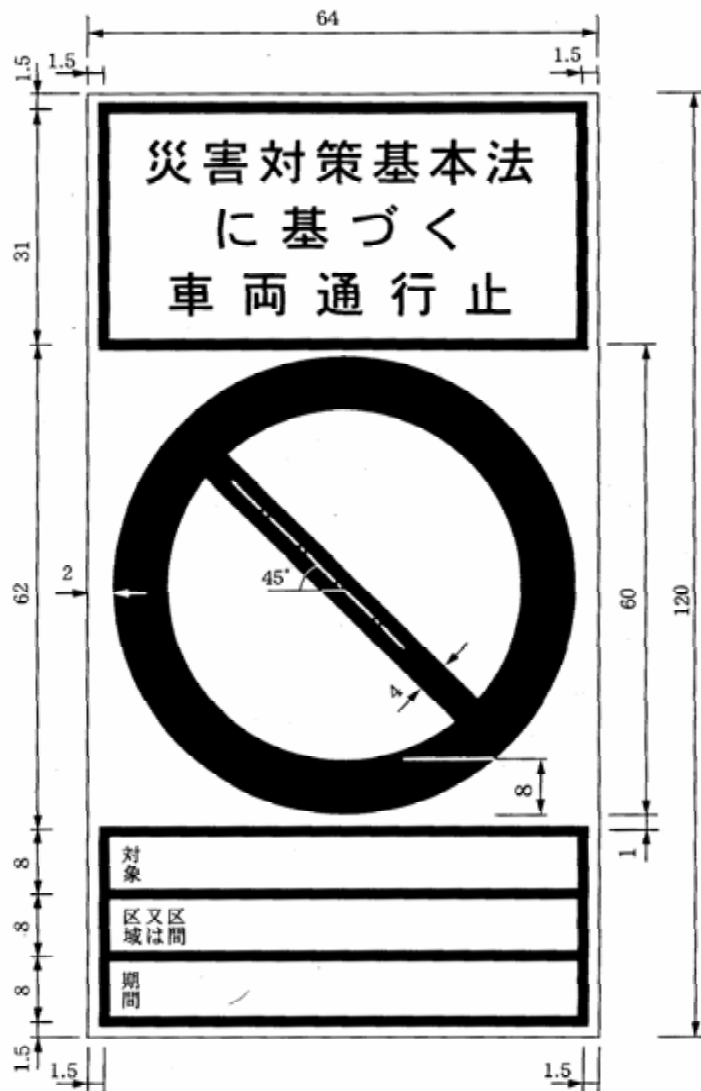
- (1) 道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに市長又は朝来警察署に通報するものとする。通報を受けた市長又は朝来警察署は、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い交通を確保する。

#### 3 交通規制に関する措置

##### (1) 交通規制の実施

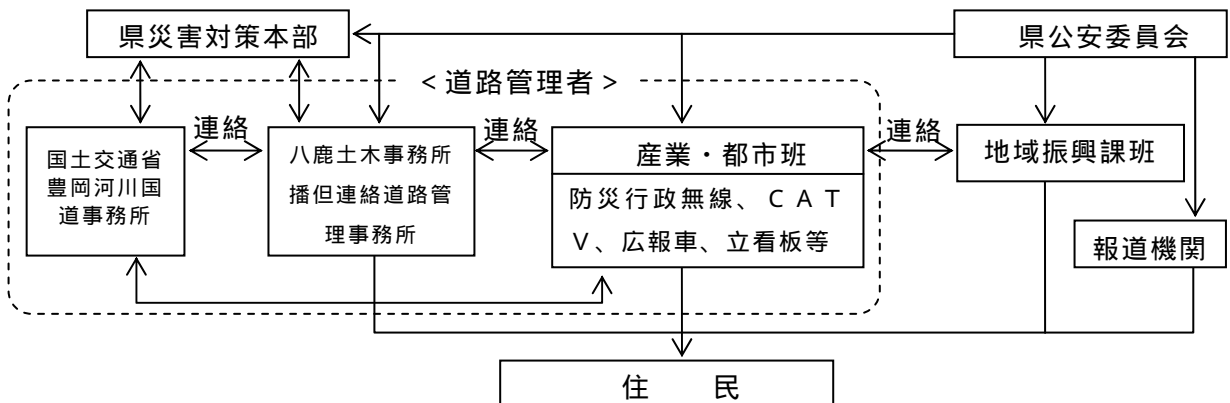
道路管理者、県公安委員会、朝来警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、(2)に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。

交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定による次の標示を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置する時間的余裕がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。  
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等の報道機関、交通情報、防災行政無線、CATV、広報車両等を利用し、一般に周知する。



(2) 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第 1 項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 76 条
朝来警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第 5 条第 1 項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条第 4 項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第 76 条の 3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいらない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記の措置をとることができる。	

## 4 道路の応急復旧等

### (1) 緊急啓開路線の選定

産業・都市班、地域振興課班は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、緊急道路啓開路線を選定する。

緊急啓開路線の選定基準

ア 市役所、消防署所、地域防災拠点、朝来警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線

イ 緊急輸送路指定路線

ウ 避難所等主要な防災拠点に接続する路線

エ その他上記のルートを補完する路線

緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、朝来警察署、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

道路啓開の実施

産業・都市班、地域振興課班は、関係機関と連携し効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する。作業に当たっては、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

## 5 応急復旧作業における応援要請

産業・都市班、地域振興課班は、朝来市建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により、道路の応急復旧活動における人員、重機等の資機材の支援要請を行う。

## 第2 緊急輸送対策の実施

実施担当	総務班、総務・企画班、産業・都市班、市民課班、地域振興課班、消防本部班
------	-------------------------------------

### 1 緊急輸送路の確保

産業・都市班、地域振興課班は、災害発生後の被害状況を踏まえ、関係機関と調整を行い、緊急輸送路の指定を行う。緊急輸送路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

### 2 緊急輸送の実施

#### (1) 輸送体制の確立

総務・企画班、市民課班は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理する



ため、輸送体制の確立を図る。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

輸送に当たっての配意事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配意して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

輸送対象の想定

ア 第1段階

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(3) 輸送方法

輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。

自動車による輸送

ア 車両の確保

(ア) 市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、総務・企画班、市民課班が行い、各班は緊急輸送用の車両等を必要とするときは総務・企画班、市民課班に依頼する。

総務・企画班、市民課班は、稼働可能な車両を把握し、要請に応じ配車を行う。

各班が所有する特殊車両については、総務・企画班、市民課班から要請があるまで、当該班が実施する応急対策業務に使用することができる。

(1) その他の車両の確保

市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等を借り上げ、なお次の関係機関に協力を要請する。

- ・ 県災害対策本部
- ・ 兵庫県トラック協会
- ・ 日本通運(株)
- ・ 全但バス(株)、神姫バス(株)
- ・ その他

イ 燃料の確保

緊急通行車両等の燃料を確保するため、市内の給油所等に要請する。

鉄道による輸送

総務班は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道(株)に緊急配車を要請する。

ヘリコプター等による輸送

総務班、消防本部班は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。また、必要により県に自衛隊の派遣を要請する。

総務班、消防本部班は、ヘリコプターによる輸送を要請した場合は、関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定するとともに、物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保する。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

総務班は、広域応援を実施する場合に備え、朝来警察署、各道路管理者、鉄道事業者等関係機関の協力を得て、鉄道の運航状況、ヘリポート、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

### 3 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

(1) 緊急通行車両等の事前届出

緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合は、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、県公安委員会が緊急車両の確認(標章及び証明書の交付)を行う。

市は、災害応急対策が円滑に行われるよう、市有車両のうち災害応急対策を実施する車両について、緊急通行車両の事前届出を行う。

事前届出の対象とする車両

市が保有あるいは調達し、災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

事前届出に関する手続

事前届出は、総務班が県公安委員会へ行き、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

## (2) 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

県警察本部（交通規制課）、朝来警察署（交番等を含む）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

## 第3 ヘリコプターの支援要請

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 要請基準

総務班、消防本部班は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び他の消防本部もしくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

### 2 要請手続き

#### (1) 県に対する要請

総務班、消防本部班は、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

#### (2) 自衛隊に対する要請

自衛隊に対するヘリコプターの支援要請は、知事に対して要請を行う。ただし、その手続きができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知し、その後、速やかに知事に対して所定の手続きを行う。

### 3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

#### (1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課	TEL（078）321-0031	FAX（078）325-8529
県消防防災航空隊	TEL（078）303-1192	FAX（078）302-8119
県企画管理部災害対策局 （消防課安全・指導係）	TEL（078）362-9831	FAX（078）362-9915

#### (2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 （県災害対策センター内）	TEL（078）362-9900～9902	FAX（078）362-9911
---------------------------	-----------------------	------------------

#### **4 要請に際し連絡すべき事項**

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

#### **5 要請者において措置する事項**

- (1) 離発着場の選定
- (2) 給油方法の指示
- (3) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

#### **6 患者の搬送**

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

#### **資 料**

- 7-1 事前通行規制区間
- 7-2 緊急輸送路一覧
- 7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧
- 7-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）
- 7-5 緊急通行車両確認申請書（様式）
- 7-6 緊急通行車両確認証明書（様式）
- 7-7 緊急通行車両標章（様式）

## 第4節 避難対策の実施

### 第1 避難の勧告・指示等

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

#### 1 避難の勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。なお、危険が切迫して、本部長が発令する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が発令を行い、直ちに本部長に報告する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動に時間を要する災害時要援護者等の避難開始を促すため避難準備情報を発令する。

避難勧告は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民等がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

#### 避難準備情報及び避難勧告・指示の区分

区分	内容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	避難の準備、あるいは災害時要援護者が避難を開始するために発表するもの	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>・上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始

避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul>
------	--	---	--

#### 避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。なお、避難の状況判断に当たっては、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

- (1) 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- (2) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- (3) 洪水、土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- (4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- (5) その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。

大雨・洪水時には、本部長は河川管理者（県土木事務所）等との連携を密にし、避難勧告・指示の発令について助言を求める。

#### 避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位）（水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

種 類	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、 又は内水時
対象河川	円山川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	基準観測点の水位がはん濫注意水位を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 観測点 はん濫注意水位(m) 多々良木（県） 2.00 玉 置（県） 3.10	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
避難勧告	基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点 避難判断水位(特別警戒水位)(m) 多々良木（県） 3.00 玉 置（県） 3.40	近隣で浸水が拡大
	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。	
避難指示	はん濫危険水位（相当水位）に到達したとき。 観測点 はん濫危険水位(m) 多々良木（県） 3.80 玉 置（県） 4.20	近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、水があふれたことを確認したとき。	

水位	レベル	市町村・住民に求める行動
はん濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援など 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
計画高水位 危険水位 → はん濫危険水位	4 危険	住民の避難完了
特別警戒 水位 → 避難判断水位	3 警戒	市町村は避難勧告などの発令を判断（状況によっては避難指示） 住民は避難を判断
警戒水位 → はん濫注意水位	2 注意	市町村は避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団（消防団）出動
通報水位 → 水防団待機水位	1	水防団（消防団）待機

## 避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県の土砂災害情報提供システムの土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断に当たっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システムが構築されるまでの間は、以下の表のとおり、現地情報による基準、及びレーダ雨量、テレメータ雨量等を指標として、消防庁の基準により各土砂災害危険箇所の判断を行う。

種 類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）		
		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合
区 分	-	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合
避難準備情報	近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。
避難指示	・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上

## 2 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達の発令権者及び伝達経路等は次のとおりとする。総務班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

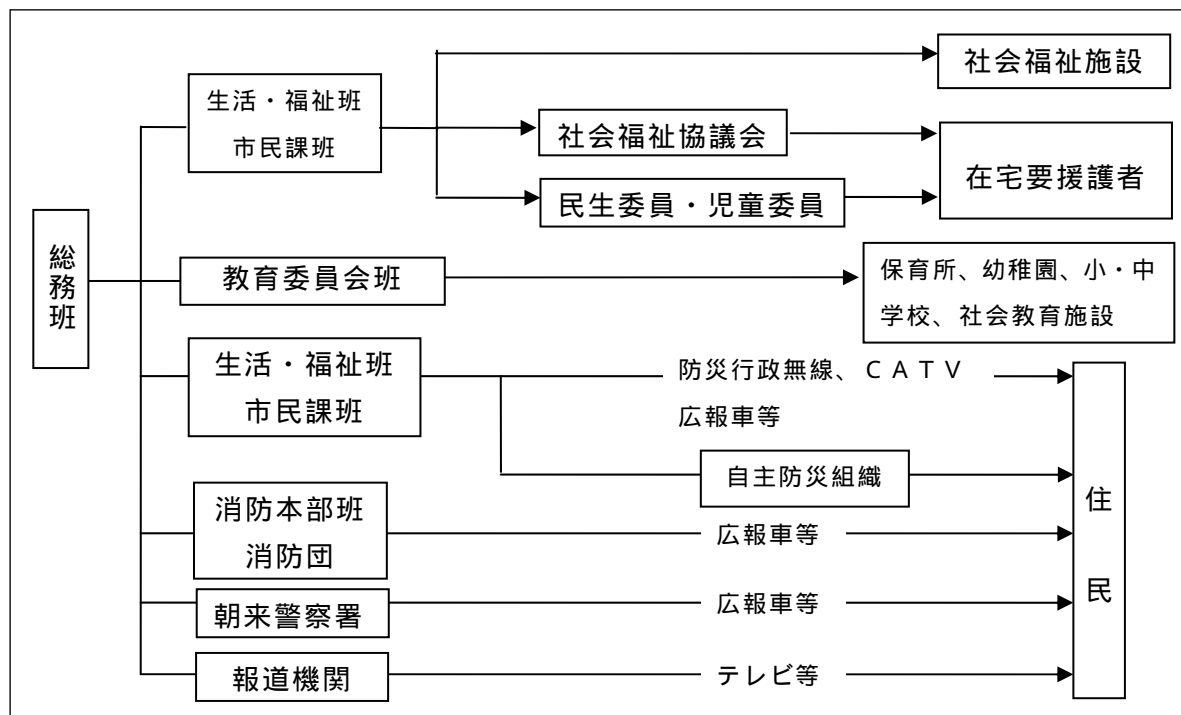
また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。



避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条

避難勧告・指示等の伝達経路



### 避難時の伝達事項例

避難の理由	避難勧告・指示の対象区域
避難先	避難経路
避難時の服装、携行品等	避難行動における注意事項

### 3 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

## 第2 警戒区域の設定

---

実施担当	本部長
------	-----

#### 1 本部長の措置（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、危険が切迫して、本部長が警戒区域を設定する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が設定を行い、直ちに本部長に報告する。

#### 2 警察官の措置（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

警察官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

#### 3 消防長又は消防署長の措置（消防法第 23 条の 2）

消防長又は消防署員は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

#### 4 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第 28 条及び第 36 条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定することができる。

また、消防法第 36 条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

#### 5 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の措置（水防法第 21 条）

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において警戒区域を設定することができる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長・ 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・ 水防団員・ 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
朝来警察署 長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
警察官	次の場合、上記に記載する市長の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

### 第3 避難誘導

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

#### 1 避難の誘導者

避難誘導は、消防本部班を中心とした市職員のほか、消防団員、警察官、区長、自主防災組織、避難支援者等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。

#### 2 避難誘導

- (1) 市民は、あらかじめ避難所と避難経路を把握しておく。
- (2) 市は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、区長、自主防災組織、避難支援者等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 避難誘導は、人命の安全を第一に考え、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導し、特に、危険箇所には人員を配置する。
- (4) 避難は、原則として、避難者による自力避難とする。
- (5) 避難は、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊産婦等及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (6) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、生活・福祉班、市民課班が準備した車両で避難させる。また、寝たきり等で施設での生活が必要な人は、病院、福祉施設での対応を要請する。
- (7) 避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。
- (8) 住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
- (9) 避難誘導する者は、避難に当たっての携行品を必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣料、日用品等）とするよう適宜指導する。

### 第4 避難所開設

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班
------	-----------------

#### 1 避難所の開設

市長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所のうちから、避難所の開設の要否を判断し、生活・福祉班、市民課班に避難所開設の指示を行う。総務班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、危険が切迫して、市長が避難所を開設する時間的余裕がないときは、状況に応じて施設管理者、区長、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。この場合、避難所を開設した者は、直ちに市長に報告する。

生活・福祉班、市民課班は、避難所を開設した場合は職員を派遣し、施設管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

## 2 避難所の追加指定等

市は、想定を超える被害のため、指定避難所では避難者を収容しきれない場合においては、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自主的に避難している施設等を避難所として位置付ける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

## 3 避難者の受入れ

生活・福祉班、市民課班は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。また、避難者の概数を把握し総務班に報告する。

なお、災害救助法の基準では、原則として、避難所の収容対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者であり、収容期間は災害発生の日から7日以内である。

## 4 開設期間

総務班は、被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、避難所の開設期間が7日を超えると予想される場合は、県に要請して期間を延長する。

## 第5 避難所の運営

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班
------	-----------------

### 1 避難所の運営

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、避難所の開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に避難所に担当職員を配置する。また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、区長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。
- (2) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
- (3) 避難所を開設した場合、生活・福祉班、市民課班は、次の避難所運營業務に従事する。

施設管理者等との施設使用等の調整と協力依頼

避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

傷病者等の把握と応急措置

災害時要援護者の把握と処置（福祉避難所及び医療機関への搬送等）

対策本部、支所対策部と避難所との情報伝達手段・ルートの確保

避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等の実施

仮設トイレの設置及び清掃等の維持管理

市の応急対策状況、医療・生活関連情報等の提供

避難者の健康管理及び栄養指導

- (4) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則としている。

施設等開放区域の明示

避難者誘導・避難者名簿の作成

情報連絡活動

食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

ボランティアの受入れ

炊き出しへの協力

避難所運営組織づくりへの協力

重傷者への対応

- (5) 避難所の運営に際しては、次のことに配慮する。

災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。

保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携した体制を整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

消防団は、必要により、朝来警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール等の巡回活動を実施する。

## 2 避難所スペースの配置

生活・福祉班、市民課班は、施設管理者と協力して避難所に次のようなスペースを配置する。

スペース例

生活スペース	休憩スペース	更衣スペース
洗面・洗濯スペース	救護所スペース	物資保管スペース
配膳・配給スペース	駐車スペース	

## 3 避難所設備・備品の整備

生活・福祉班、市民課班は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。特に、気候や災害時要援護者に配慮する。

## 避難所の設備例

暖房器具	仮設トイレ	公衆電話
給湯設備	掲示板	間仕切り
食器、調理器具	清掃用具	

## 4 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 生活・福祉班、市民課班は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、社会福祉施設における受入れを進める。
- (3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。

## 5 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

## 6 大災害時における措置等

総務班は、市内での避難者の受け入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受け入れを県に要請する。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

## 7 災害救助法の実施基準等

### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における避難所の供与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における避難所の供与は、市長が行う。

### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者
支出費用	設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器材の使用謝金、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費
費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 100人1日 30,000円以内 (加算額) 知事が別に定める額
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。

## 第6 帰宅困難者への対策

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

### 1 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市や警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

### 2 市による支援

生活・福祉班、市民課班は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

## 資 料

### 6 - 1 指定避難所施設一覧



## 第5節 住宅の確保

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、産業・都市班、地域振興課班
------	---------------------------

### 第1 住宅対策の主な種類と順序

---

- (1) 避難所の設置
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

### 第2 応急仮設住宅の建設

---

#### 1 実施担当

産業・都市班、地域振興課班は、県、その他関係機関の協力のもとに、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。なお、大規模災害発生時等で、市で対応が困難な場合は、県へ応急仮設住宅の建設を要請する。

#### 2 供給対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 住居する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

#### 3 設置戸数

全壊、全焼、流失世帯の合計数の3割以内とするが、被災状況等によっては、県と協議する。

#### 4 供給方法

- (1) 産業・都市班、地域振興課班は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。
- (2) 市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。
  - ア 被害戸数
  - イ 設置を必要とする戸数
  - ウ 調達を必要とする建設業者数
  - エ 連絡責任者
  - オ その他参考となる事項

- (3) 産業・都市班、地域振興課班は、被災状況等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- (4) 応急仮設住宅として、供与する期間は、工事を完了した日から2箇年以内とする。

## 5 住宅の構造

- (1) 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

## 6 入居者の認定

- (1) 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。
- (2) 高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮する。

## 7 管理主体

産業・都市班、地域振興課班が通常の管理を行う。

## 8 生活環境の整備

- (1) 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- (2) 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。
- (3) 生活・福祉班、市民課班は、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

# 第3 公営住宅等の供与

---

## 1 対象

市営住宅の他、県、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の空家とする。

## 2 募集

産業・都市班、地域振興課班が募集を行う。

なお、被災者への情報提供や相談対応に当たっては、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あっせん支援センターに協力を要請する。

# 第4 住宅の応急修理

---

産業・都市班、地域振興課班は次の措置を講じる。

(1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

- 被害戸数（半焼・半壊）
- 修理を必要とする戸数
- 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 派遣を必要とする建築業者数
- 連絡責任者
- その他参考となる事項

## 第5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

---

産業・都市班、地域振興課班は次の措置を講じる。

(1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

(2) 市で対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- 除去を必要とする住家戸数
- 除去に必要な人員
- 除去に必要な期間
- 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 除去した障害物の集積場所の有無
- その他参考となる事項

## 第6 住宅相談窓口の設置

---

産業・都市班、地域振興課班は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

## 第7 災害救助法の実施基準

---

### 1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における応急仮設住宅の供与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 2 市町ごとの設置基準戸数は、全壊、全焼又は流失した世帯数の3割以内 3 被災状況や地域の実情に応じた民間賃貸住宅の借上げによる設置
支出費用	整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員雇上費、輸送費、建築事務費
費用の限度額	（基準）1戸 29.7㎡ 2,342,000円以内
期 間	完成の日から2箇年以内
備 考	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。 3 実情に応じ、市町相互間において対象数を融通できる。

## 2 災害にかかった住宅の応急修理

### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における災害にかかった住宅の応急修理は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった住宅の応急修理は、市長が行う。

### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができない場合であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者（世帯単位） 2 市町ごとの応急修理世帯数は、半壊又は半焼した世帯数の3割以内
支出費用	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費
費用の限度額	1世帯 500,000円以内

期 間	災害発生の日から 1 箇月以内
備 考	実情に応じ、市町相互間において対象数を融通できる。

## 資 料

- 11-2 被災者生活再建支援制度の概要
- 11-3 居住安定支援制度補完事業の概要
- 11-4 高齢者住宅再建支援事業の概要
- 11-5 ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給事業の概要
- 11-6 兵庫県住宅再建共済制度の概要
- 11-11 生活福祉資金の貸付基準

## 第6節 食料・飲料水及び物資の供給

### 第1 食料の供給

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、産業・都市班、地域振興課班
------	-------------------------------

#### 1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

#### 2 品目

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
- (3) 災害時要援護者のニーズに配慮した食料品

#### 3 食料の調達

##### (1) 食料供給計画の作成

生活・福祉班、市民課班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況に基づき、供給先（避難所等）別に必要な食料の品目・数量を定めた食料供給計画を作成する。

供給先（避難所等）別の供給食料の品目・数量

調達先（備蓄物資、協定業者・市内の食料品業者からの調達、炊き出しによる供給等）

輸送体制

##### (2) 県等への支援要請

生活・福祉班、市民課班は、市において必要な食料の調達が困難な場合、総務班を通じ、次の事項を示して県に供給のあっせんを要請する。

供給あっせんを必要とする理由

必要な品目及び数量

引渡しを受ける場所及び引渡責任者

荷役作業者の派遣の必要の有無

その他参考となる事項

##### (3) 政府所有災害救助用米穀からの調達

産業・都市班、地域振興課班は、本市のみで米穀の供給が困難な場合は、米穀の供給あっせんを県に要請する。

なお、災害救助法が発動された場合で、県と連絡がつかない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、兵庫農政事務所地域第二課に対して、災害救助用米穀の引渡を要請する。

(4) 民間事業者との応援協定に基づく調達

市は、災害発生時における物資等の供給に関し、協同組合和田山ショッピングセンター外2社と応援協定を締結しており、必要に応じ総務班を通じて食料の供給を要請する。

#### 4 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、生活・福祉班、市民課班が供給先（避難所等）まで輸送する。

供給食料品は避難所担当職員（市職員、施設管理者等）が受領し、区、自主防災組織等の協力を得て、被災者に配布する。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの避難所で配給を行う。

##### 物資集積拠点

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 679 2712
朝来市和田山農業者トレーニングセンター	朝来市和田山町立ノ原 43 番地	079 672 2933
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 670 7300 (朝来市山東公民館)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	079 678 1245

#### 5 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

炊き出しは、市職員が学校給食センター等において行う。また、必要に応じて、避難所の調理施設等で、避難者、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

(2) 炊き出しの支援要請

総務班は、本市のみで炊き出しの実施が困難な場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請等の支援を要請する。

#### 6 災害救助法の実施基準

(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における炊き出し、その他による食品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における炊き出し、その他による食品

の給与は、市長が行う。

## (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準(一般基準)は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で自宅において炊事のできない者
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物使用謝金、消耗品の購入費)
費用の限度額	1人1日1,010円以内
期間	災害発生の日から7日以内
備考	1 食品の給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は、3日分を現物給与することができる。

## 第2 飲料水の供給

実施担当	上水道課班
------	-------

### 1 給水対象者

災害のために、現に飲用に適する水を得ることができない者に供給する。

### 2 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

#### (1) 情報収集及び整理

上水道課班は発災直後、直ちに初動体制を確立し、以下の情報収集及び整理を行う。

水道施設(水源地、浄水場、配水池、管路)の被害状況を確認し、配水量を把握

市域の断水エリアの把握

応急給水用資機材の現況

避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の把握

交通状況(道路の被災状況等)の把握

#### (2) 給水用資機材の準備

上水道課班は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水用



資機材の準備を行う。

応急給水用資機材の備蓄

資 機 材	容 量	個 数	保管場所
給水車	2 t	1 台	大路浄水場
車両積載用飲料水用タンク	2 t	2 基	防災センター
給水タンク	2 t	2 基	防災センター
給水タンク	1 t	3 基	防災センター
給水タンク	0.5 t	3 基	防災センター
飲料水用ポリタンク	18	10 個	防災センター
飲料水用ポリタンク	18	50 個	生野支所倉庫
飲料水用ポリタンク	18	31 個	山東備蓄倉庫
浄水器		2 台	防災センター

応急給水用資機材の調達

応急給水に必要な資機材については、必要に応じて民間業者から調達する。

### 3 水源及び給水量

#### (1) 水源

上水道課班は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

#### (2) 給水量

上水道課班は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必要な 水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水  仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設給水管からの 給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な水 量	
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水共 用栓の設置

期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

## 4 給水方法及び広報

### (1) 給水の方法

上水道課班は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

飲料水が汚染したと認められるときは、浄水器により浄水して供給する。

飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や災害時要援護者施設には優先的に給水を行う。

### (2) 他機関への応援要請

相互応援協定に基づく応援要請

上水道課班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援要請を行う。

県等への支援要請

上水道課班は、必要に応じて県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数

カ その他必要な事項

自衛隊への応援要請

上水道課班は、自衛隊の応援要請が必要な場合は、総務班を通じて知事に自衛隊の派遣を要請する。

### (3) 広報の実施

給水を実施する場合には、上水道課班は、広報車等を使用して給水時間、給水場所等について広報を行う。

## 5 災害救助法の実施基準

### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における飲料水の供給は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における飲料水の供給は、市長が行う。

### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	現に飲料水を得ることができない者
支出費用	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械器具の借上料、修繕費及び燃料費、並びに薬品費及び資材費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

### 第3 物資の供給

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

#### 1 供給対象者

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### 2 供給品目

災害のため、供給する主な物資は次のものとする。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

##### (1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

##### (2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメントほか

##### (3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

#### 3 物資の調達

##### (1) 供給計画の作成

生活・福祉班、市民課班は、市域の被害状況、避難所の開設・運営状況及び交通状況に基づき、供給先（避難所等）別に必要な物資の品目・数量を定めた物資供給計画を作成する。

供給先（避難所等）別の供給物資の品目・数量  
調達先（備蓄物資、協定業者・市内の業者からの調達等）  
輸送体制

(2) 県等への支援要請

生活・福祉班、市民課班は、市において必要な物資の調達が困難な場合、総務班を通じ、次の事項を示して県に供給のあっせんを要請する。

供給あっせんを必要とする理由  
必要な品目及び数量  
引渡しを受ける場所及び引渡責任者  
連絡課及び連絡担当者  
荷役作業者の派遣の必要の有無  
その他参考となる事項

(3) 民間事業者との応援協定に基づく調達

市は、災害発生時における物資等の供給に関し、協同組合和田山ショッピングセンター外2社と応援協定を締結しており、必要に応じ総務班を通じて物資の供給を要請する。

#### 4 物資の輸送・配布等

物資の輸送は、供給先まで調達業者等に要請する。調達業者が輸送できない場合や、物資集積場所に到着した物資については、生活・福祉班、市民課班が供給先（避難所等）まで輸送する。

供給物資は避難所担当職員（市職員、施設管理者等）が受領し、区、自主防災組織等の協力を得て、被災者に配布する。

#### 5 物資の集積場所

調達した物資及び県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 679 2712
朝来市和田山農業者トレーニングセンター	朝来市和田山町立ノ原 43 番地	079 672 2933
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 670 7300 (朝来市山東公民館)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	079 678 1245

#### 6 災害救助法の実施基準

(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準(一般基準)は、次のとおりである。

項目	基準等							
対象	全半壊(焼) 流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
支出費用	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							
費用の限度額 【単位：円】	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
	全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
		冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
	半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
		冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300
	(注) 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)							
期間	災害発生の日から10日以内							
備考	1 現物給付に限る。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。							

資料

- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4-7 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

---

### 第1 精神医療の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

#### 1 精神科救護所の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置する。
- (2) 和田山保健所は、精神科救護所の管理運営を行うとともに、精神保健福祉センターにコーディネーションセンターを設け、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を図る。
- (3) 生活・福祉班、市民課班は、県が行う精神保健活動との調整を行い、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケアを実施する。

#### 2 精神科救護所における措置

- (1) 被災精神障害者の継続的医療の確保
- (2) 避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応
- (3) 避難所巡回相談の実施

#### 3 精神科夜間診療体制の確保

精神科救護所では、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保する。

#### 4 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

生活・福祉班、市民課班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

#### 5 こころのケアに関する拠点の設置

生活・福祉班、市民課班は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、県と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

#### 6 児童、生徒のこころのケア

( 「第18節 教育対策の実施」の項を参照)

## 第2 健康対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 1 巡回健康相談の実施

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、県と連携して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 生活・福祉班、市民課班は、県と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- (3) 生活・福祉班、市民課班は、保健・医療・福祉等のサービスの提供、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートについて県に助言、協力を求める。
- (4) 生活・福祉班、市民課班は、巡回健康相談の実施に当たり、県と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

### 2 巡回栄養相談の実施

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、県と連携して、避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、和田山健康福祉事務所は、給食施設等の巡回指導等を実施する。
- (2) 生活・福祉班、市民課班は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 生活・福祉班、市民課班は、県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 生活・福祉班、市民課班は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

## 第3 食品衛生対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 1 食中毒の防止

和田山保健所は、次の措置を講じる。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
- (2) 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

## 2 食中毒発生時の対応方法

和田山保健所は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

## 3 食品衛生に関する広報

生活・福祉班、市民課班は、県と連携して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

## 第4 感染症対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、上水道課班
------	-------------------

### 1 事前対策

生活・福祉班（健康課）は、県と連携して、次の対策を講じるほか、市民の協力体制の確立、作業員の雇上げや組織化等について定める。

- (1) 予防教育と広報活動
- (2) 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- (3) 器具機材の整備

### 2 災害時感染症対策活動

#### (1) 県及び和田山保健所の活動

疫学調査及び健康診断

疫学調査班は、医師1名、保健師等1名、感染症担当1名をもって編成し、被災地域においては、通常週1回以上、避難所においては、できる限り頻繁に行う。

疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。

消毒薬剤等の供給

ア 消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な市に、消毒薬剤等を供給する。

イ 消毒薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請する。

ウ 必要に応じ消毒薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送する。

市に対する指導及び指示等

ア 被害が甚大な市に対し、職員を現地に派遣し、指導する。

イ 次に掲げる事項の指示、命令

(ア) 消毒等の実施に関する指示

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(ウ) 生活用水の供給の指示

(エ) 臨時の予防接種に関する命令

患者等に関する措置

被災地において、1類感染症及び2類感染症、又は1類感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症



指定医療機関に入院の勧告又は措置をとり、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

#### 報告

被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。

#### その他

必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い災害時要援護者への感染症予防及びまん延防止の指導等感染防止に努める。

### (2) 市の災害時感染症対策活動

生活・福祉班、市民課班は、感染症対策組織を設置し、感染症予防教育及び広報活動等感染症対策の推進に努める。

#### 清潔方法

生活・福祉班、市民課班は、塵芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

#### 消毒方法

ア 生活・福祉班、市民課班は、被害の状況により、速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な消毒薬剤の備蓄、調達を行う。

##### (ア) 飲料水の消毒

##### (イ) 家屋の消毒

##### (ウ) 便所の消毒

##### (エ) 芥溜、溝渠の消毒

##### (オ) 患者輸送用器等の消毒

#### 薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）× 1340ml

イ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

#### ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 生活・福祉班、市民課班は、県が次の指定基準に基づき指定するねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域について、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に地域を定め、速やかに駆除を実施する。

- (7) 県下で被害戸数が 5,000 戸を超える場合
- (イ) 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合
- (ウ) 県下における市町又はその一部の地域の被害が、次のいずれかに該当する場合

被害率	市またはその一部の地域の数	被害率
5%以上	10 箇所以上	水害：流失、全半壊並びに床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸数で除した率 震災、火災：全半壊、全半焼の総戸数に対する率
10%以上	7 箇所以上	
15%以上	5 箇所以上	
20%以上	3 箇所以上	
25%以上	1 箇所以上	

- (E) 市又はその一部の地域の被害率が 10%を超える場合
- (オ) 市又はその一部の地域の被害率が 5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものである場合
- (カ) 市の庁舎などを含む中心地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- イ リ災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。
- ウ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。
- エ 薬剤は、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

#### 薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	$\text{指示地域内のり災戸数} \times *85.8 \text{ m}^2 \times (1-0.5) \times 0.05 \text{ /m}^2$ * 家屋面積 39.6 m <sup>2</sup> の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	$\text{指示地域内のり災戸数} \times 1 \text{ m}^2 \times 0.06 \text{ /m}^2$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	$\text{指示地域内のり災戸数} \times 56.1 \text{ m}^2 \times 15 \text{ g/m}^2$ (敷地 56.1 m <sup>2</sup> の場合)

- オ ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度とする。
- カ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
- 生活用水の供給等
- 上水道課は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、浄水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

#### 避難所の感染症対策指導等

生活・福祉班、市民課班は、県感染症対策担当職員と連携して、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

#### 報告

生活・福祉班、市民課班は、和田山健康福祉事務所に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、和田山健康福祉事務所に提出する。

## 第5 遺体の収容・処置の実施

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

### 1 行方不明者の捜索及び遺体の引渡

#### (1) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索については、救助活動に引き続いて、災害の規模及び地域その他の状況を勘案しながら、総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班及び朝来警察署等関係機関と連携し実施する。

生活・福祉班、市民課班は、行方不明者や捜索された遺体について、リストを作成する。

行方不明者の捜索期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日以上を経過してもなお捜索を要する場合は、捜索期間の延長について、知事を通じて厚生労働大臣に協議し承認を得る。

#### (2) 検視・検案等

生活・福祉班、市民課班は、遺体が発見された場合、速やかに朝来警察署に連絡し、警察官の検視、医師の検案を受ける。

朝来警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。身元が判明しない遺体については、生活・福祉班、市民課班に引き渡す。

状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容ののち行う。

身元が判明しない遺体については、生活・福祉班、市民課班は、朝来警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう努める。

#### (3) 遺体の搬送

生活・福祉班、市民課班は、身元が判明しない遺体の引渡の連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡を受ける。引渡を受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

## 2 遺体の収容・安置

### (1) 遺体安置所の開設

生活・福祉班、市民課班は、被災現場付近の公共施設等を遺体安置所として開設する。遺体が多数の場合は、下記の施設を遺体安置所とする。

名 称	所在地	電話番号
朝来市生野体育館	朝来市生野町真弓 12 番地	079 679 2712
朝来市和田山農業者 トレーニングセンター	朝来市和田山町立ノ原 43 番地	079 672 2933
朝来市山東体育館	朝来市山東町末歳 710 番地	079 670 7300 (朝来市山東公民館)
朝来市朝来体育館	朝来市立脇 20 番地 1	079 678 1245

遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達する。

### (2) 遺体の収容

生活・福祉班、市民課班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載し、遺体安置所に安置する。

身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。

一定期間経過後、なお引取人がいないときは行路死亡人として取り扱うこととし、埋火葬許可書の交付を受ける。

## 3 遺体の埋葬

### (1) 埋葬の基準

生活・福祉班、市民課班は、遺族が次のような場合で、遺体の埋葬が困難な場合には、応急的に埋葬を実施する。

緊急に避難を要するため、遺族において埋葬を行うことが困難な場合

火葬場が浸水又は流失し、個人では埋葬を行うことが困難な場合

埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

その他埋葬が困難な場合

### (2) 埋葬の方法

埋葬は、原則として火葬とし、朝来市斎場において行う。

埋葬は、災害の混乱期に応急的に行うものであるため仮葬とする。

市斎場の処理能力を超える場合は、総務班を通じて、県に市外の施設への受け入れを要請する。

### (3) 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

(4) 埋葬の期間

埋葬を実施する期間は、原則として、災害発生から 10 日以内とする。ただし、10 日以上を経過してもなお埋葬を要する場合は、埋葬期間の延長について、知事を通じて厚生労働大臣に協議し承認を得る。

#### 4 災害救助法の実施基準

(1) 死体の搜索

実施責任機関

ア 災害救助法が適用された場合における死体の搜索は、市長が知事の委任を受けて実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における死体の搜索は、市長が行う。

救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「死体の搜索」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
支出費用	搜索のための機械器具等の借上料又は購入費、修繕費、燃料費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から 10 日以内
備考	輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

(2) 死体の処理

実施責任機関

ア 災害救助法が適用された場合における死体の処理は、市長が知事の委任を受けて実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における死体の処理は、市長が行う。

救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「死体の処理」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	災害の際、死亡した者
支出費用	1 洗浄、縫合、消毒等の処置

	2 一時保存 3 検案
費用の限度額	1 1体 3,300円以内 2 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物を利用できない場合 1体 5,000円以内 3 救護班（生活・福祉班、市民課班）以外は、当該地域の慣行料金の額以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1 検案は、原則として救護班（生活・福祉班、市民課班）で行う。 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上する。

### (3) 埋葬

#### 実施責任機関

ア 災害救助法が適用された場合における埋葬は、市長が知事の委任を受けて実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における埋葬は、市長が行う。

#### 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「埋葬」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者
支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	大人（12歳以上） 1体 199,000円以内 小人（12歳未満） 1体 159,200円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1 実際に埋葬を実施する者に支給する。 2 災害発生の日以前に死亡した者でも対象となる。

## 第 8 節 災害証明書等の発行

実施担当	総務・企画班、市民課班、消防本部班
------	-------------------

### 第 1 住宅の被害認定

#### 1 被害調査の実施

総務・企画班、市民課班及び消防本部班は、災害に係る家屋の被害認定を実施する。

##### (1) 住家

災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき実施する。

##### (2) 非住家

###### 第一次調査

棟単位で外観目視調査を実施する。

###### 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった家屋及び第 1 次調査が物理的にできなかった家屋等について、再調査の申し出に基づき実施する。

#### 2 認定基準

災害に係る住家被害の認定については、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和 43 年 6 月 14 日付結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通知 平成 13 年 6 月 28 日改正)において示された統一基準に基づき実施する。

被害の種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 焼失 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。

住家の 大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分はその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものをいう。
住家の 床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となったもの

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

### 3 応援要請

総務・企画班、市民課班は、市において被害認定調査の実施が困難な場合、総務班を通じ、県等に家屋被害認定士等応援職員の派遣を要請する。

## 第2 リ災証明書等の発行

### 1 被害調査表等の作成

総務・企画班、市民課班、消防本部班は、被害調査に基づき被害調査表等を作成する。

### 2 リ災証明書等の発行

総務・企画班、市民課班、消防本部班は、被害調査表等に基づき、リ災者に対しリ災証明書等を発行する。

### 3 リ災証明書等発行の広報

総務・企画班、市民課班、消防本部班は、大規模災害等必要に応じて、リ災証明書等発行に関する広報を実施する。

## 資料

11-7 リ災証明願兼証明書（様式）



## 第9節 生活救援対策の実施

---

実施担当	総務・企画班、生活・福祉班、市民課班
------	--------------------

### 第1 災害弔慰金等の支給等

---

#### 1 災害弔慰金等の支給

生活・福祉班、市民課班は、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年朝来市条例第136号）の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

#### 2 市災害見舞金の支給

生活・福祉班、市民課班は、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けるとならない災害で、当該災害により被災した市民に対して朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規（平成17年朝来市訓令第47号）に基づき、見舞金を支給する。

### 第2 生活福祉資金の貸付

---

社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更正するために資金を必要とする低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付を行う。

### 第3 災害時要援護者への援護

---

生活・福祉班、市民課班は、高齢者・障害者等のうち、緊急に社会福祉施設等で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

### 第4 介護保険、市税の特例措置

---

総務・企画班、生活・福祉班、市民課班は、災害によって被害を受けた住民に対して、必要により市税、介護保険料等の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免措置、国民健康保険医療費の一部負担金や介護保険利用者負担額の減免措置等を講ずる。

#### 資料

- 1-3 朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-4 朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規
- 11-8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要
- 11-9 市災害見舞金の概要
- 11-10 県災害援護金等の概要
- 11-11 生活福祉資金の貸付基準

## 第 10 節 災害時要援護者支援対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-------------------

### 第 1 災害時要援護者対策の基本方針

---

#### 1 地域住民の支援

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否を確認する。

#### 2 地域住民組織との連携

災害時における災害時要援護者対策は、生活・福祉班、市民課班と民生委員・児童委員、区、自主防災組織、社会福祉協議会等と連携して実施する。

### 第 2 災害時要援護者に対する対策

---

#### 1 災害情報の伝達及び安否の確認・救助

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織等と連携し、在宅の災害時要援護者に対して災害に関する情報等を伝達するとともに被災状況に関する情報を収集する。
- (2) 生活・福祉班、市民課班は、社会福祉施設等に対して災害に関する情報等を伝達するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (3) 障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、確実に情報伝達できるよう、障害者福祉施設、外国人雇用事業所等の協力を得て、多様な伝達手段の確保に努めるとともに、被災状況に関する情報を収集する。

#### 2 安否の確認・救助

- (1) 民生委員・児童委員、区、自主防災組織等は、災害時要援護者の安否確認及び救助等の必要な措置を行う。
- (2) 消防本部班は、緊急通報システム等によって、災害時要援護者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じる。

#### 3 災害時要援護者の避難誘導及び避難所等への収容

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織等と連携し、在宅の災害時要援護者に対して避難誘導を実施する。
- (2) 援護の必要性が高い者については、社会福祉施設等における受入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。
- (3) 避難所の運営に際しては、災害時要援護者に十分配慮する。
- (4) 生活・福祉班、市民課班は、避難所等において災害時要援護者用の相談窓口を設

け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等に努める。

#### **4 災害時要援護者の生活支援**

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、食料・飲料水及び物資の供給に際しては、災害時要援護者に特に配慮する。
- (2) 災害時要援護者に対する生活支援の実施に当たっては、手話通訳者やボランティア等の協力を得る。
- (3) 避難所、応急仮設住宅、在宅の災害時要援護者に対し、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等を重点的に実施する。
- (4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、必要に応じて福祉仮設住宅を設置する。

### **資 料**

#### 9 - 1 災害時要援護者施設一覧

## 第 1 1 節 愛玩動物の収容対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 第 1 動物救援本部の設置

---

生活・福祉班、市民課班は、被害状況により必要と判断したときは、但馬開業獣医師会等と連携・協力して動物救援本部を設置する。

### 第 2 愛玩動物情報等の提供

---

生活・福祉班、市民課班は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。

### 第 3 愛玩動物対策の実施

---

- (1) 動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。
  - 飼養されている動物に対する餌の配布
  - 負傷した動物の収容・治療・保管
  - 放浪動物の収容・保管
  - 飼養困難な動物の一時保管
  - 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
  - 動物に関する相談の実施等
- (2) 生活・福祉班、市民課班は、次の事項について動物救援本部を支援する。
  - 被災動物救護体制の整備
  - 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
  - 動物の応急保護収容施設設置のための調整等
- (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

## 第 1 2 節 災害情報等の提供と相談活動の実施

### 第 1 災害広報の実施

実施担当	総務班、総務・企画班、市民課班、C A T V 朝来・和田山局舎班
------	-----------------------------------

#### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市民、防災関係機関及び報道機関に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また市民の協力を得て被害の拡大防止を図るために適切な広報活動を行う。

#### 2 災害時における広報体制

- (1) 総務班は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括するほか、記者会見の日時等の諸調整を行う。
- (2) 各班は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行い、広報する必要がある情報については、総務班へ報告する。
- (3) 総務班は広報する事項を決定し、総務・企画班、市民課班、C A T V 朝来・和田山局舎班等と連携し、市民への広報を行う。

#### 3 広報の内容

##### (1) 警戒・災害発生時広報

災害警戒期から災害発生後概ね 3 日間程度の初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な事項についても広報を実施する。

広報事項	内 容
警戒情報	気象予警報情報 洪水予警報情報 市警戒本部設置情報 その他警戒情報
人命救助等防災活動に対する協力要請	住民、自主防災組織、事業所等への人命救助、災害時要援護者救助支援等の防災活動への協力要請
避難情報	避難勧告等、警戒区域設定関連情報 避難所の設置状況 避難場所、避難経路の情報 避難時の注意(携行品、車の利用規制等)

被災情報	災害の発生状況及び応急措置の状況 二次災害防止に関する情報 ライフライン情報 道路情報（交通規制、緊急道路） 交通機関情報（運休、運行状況）
医療、救護情報	医療機関等の受入情報 救護所の開設情報 専門医療（透析等）機関の情報
その他必要な事項	市及び関係機関の応急対策の実施状況 教育関連情報（休校、再開等） 食料、飲料水、物資等の供給情報 安否情報 その他必要な情報

## (2) 静穏期広報

災害発生後概ね3日間程度経過以後における広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活支援に関する情報等、原則として次に掲げる内容について実施する。

広報事項	内 容
災害情報	その時点における被害情報
市及び関係機関の応急対策の実施状況	その時点における各応急対策の実施状況
給水、給食、物資等の支給に関する情報	食料、飲料水、物資等の供給情報（場所、日時、対象者等） 救援物資の受入、支給情報
ライフラインの復旧情報	ライフラインの復旧情報 復旧見込み及び代替措置等の情報
道路情報、交通機関の運行・復旧状況	道路情報（交通規制、緊急道路等） 公共交通機関の運行・復旧情報 代替交通機関の情報
安否情報	安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
医療、救護情報	医療機関の受入情報 救護所の開設情報 専門医療（透析等）機関の情報
生活関連情報	災害時要援護者の対応に関する情報 ゴミ処理、し尿処理等衛生関連情報 防疫等感染症対策情報 商店等の営業情報

<p>施策の実施等に関する事項</p>	<p>住宅関連情報（応急仮設住宅、空室あつせん等）  がれき処理関連情報  各種相談窓口の開設情報  り災証明、義援金関連情報  教育関連情報（休校、再開等）  見舞金、弔慰金等の支給関連情報  税、手数料等の減免措置の状況  各種貸付、融資制度関連情報  市の一般平常業務の再開情報</p>
<p>その他必要な事項</p>	<p>ボランティア関連情報  その他の必要な情報</p>

#### 4 広報の方法

##### (1) 市民に対する広報

###### 広報手段

総務班は、市民に対して広報を行う場合は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して実施する。

ア 防災行政無線

イ ケーブルテレビ

ウ 広報車（市広報車、消防車両等）

エ インターネット（市ホームページ）

オ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は看板掲示

カ ファクシミリ（各区長宅）

###### その他の広報手段

ア 朝来警察署その他の防災関係機関に対し広報依頼を行う。

イ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対し広報依頼を行う。

##### (2) 一時市外避難者に対する広報

総務班は、市外への一時避難者に対する広報については、初期段階においては報道機関へ協力を依頼する。その後、時間の経過等に応じてインターネット（市ホームページ）や広報紙等を郵送する等の方法により行う。

##### (3) 災害時要援護者に対する広報

###### 障害者等への広報

総務班は、在宅及び避難所の障害者等への情報伝達を行うため、生活・福祉班、市民課班と連携し、次の手段で広報を行う。

ア 視覚障害者に対する的確な情報提供を行うため、総務班は、防災行政無線、ケーブルテレビ（音声告知放送）、広報車等の媒体を利用する。

また、生活・福祉班、市民課班やボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、または音声情報に置き換え、視覚障害者に提供する。

イ 聴覚障害者に対する的確な情報提供を行うため、総務班は、ケーブルテレビ、

広報紙、掲示板等の媒体を利用する。

また、生活・福祉班、市民課班や手話ボランティア等の協力を得て、情報提供を行う。

ウ 外国人への広報

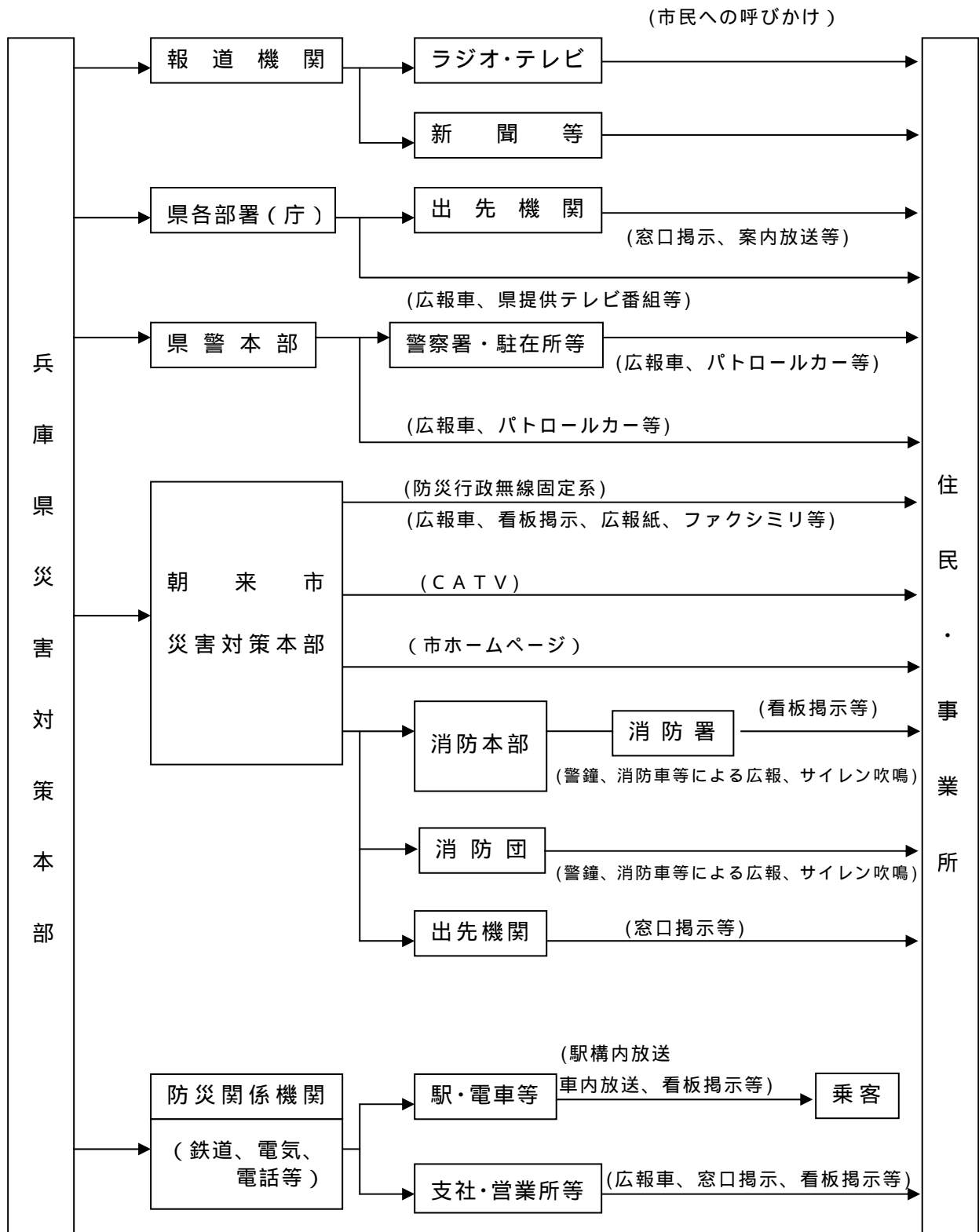
総務班は、被災外国人への情報提供を行うため、生活・福祉班、市民課班や通訳ボランティア等の協力を得て、必要に応じて広報紙等翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

(4) 報道機関に対する資料提供による広報

総務班は、災害対策本部がとりまとめた災害情報や応急対策状況等に関して、定期的に記者発表を行い、報道機関に対して資料提供を行う。



市民に対する情報伝達系統



## 5 広報資料の収集

災害情報の収集については、「第2章 第2節 情報の収集・伝達」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- (1) 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- (3) 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。
- (4) 区長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

## 第2 各種相談の実施

---

実施担当	各班
------	----

### 1 市における相談窓口

各班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所と支所に相談窓口を設置する。また、市民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分による相談窓口を開設し、各班から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること（生活・福祉班、市民課班）
- (2) 埋火葬許可書の発行（生活・福祉班、市民課班）
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ（生活・福祉班、市民課班）
- (4) り災証明に関すること（総務班、総務・企画班、市民課班、消防本部班）
- (5) 住宅、土砂災害に関すること（産業・都市班、地域振興課班）
- (6) 道路、下水道に関すること（産業・都市班、地域振興課班、下水道課班）
- (7) 保健衛生、福祉、災害弔慰金、義援金に関すること（生活・福祉班、市民課班）
- (8) 生活福祉資金、ボランティアに関すること（生活・福祉班、市民課班、社会福祉協議会）
- (9) ごみ、し尿に関すること（生活・福祉班、市民課班）

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

### 2 相談業務の総合管理

総務班は、各班が受けた相談内容や要望事項等の情報を総合管理する。要望については、直ちに各班に対応依頼を行う。

## 第3 災害放送の要請

---

実施担当	総務班
------	-----

### 1 災害時の放送要請

総務班は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、サ

ンテレビジョン、ラジオ関西、株式会社 kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を次の事項を明らかにして依頼する。緊急やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

## 2 緊急警報放送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づき無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」という。)の要請を県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- (1) 市民への警報、通知等
- (2) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるもの

## 3 緊急警報放送

総務班は、市民に対して災害情報を提供する必要があると認める場合は、(株)ラジオ関西との「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づく放送の要請を県知事に依頼する。

## 4 放送事業者等との連携強化

総務班は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令した場合は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。

## 資料

### 3-3 災害時の広報文例

## 第 1 3 節 廃棄物対策の実施

実施担当	生活・福祉班、市民課班、下水道課班
------	-------------------

### 第 1 廃棄物処理の基本方針

#### 1 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

(1) 通常のごみ（一般廃棄物）

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

(2) 災害により発生するごみ（一般廃棄物）

屋内で破損した陶磁器等の不燃物

屋内で破損した家具類、電化製品等の粗大ごみ

避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

(3) 災害により発生するガレキ（災害廃棄物）

倒壊していない建築物から発生する破損した壁、屋根瓦等

倒壊した建築物から発生するガレキ

倒壊家屋の解体時に発生する廃棄物（畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）

(4) 災害により発生するし尿

避難所、応急仮設住宅等から発生するし尿

#### 2 基本的な処理方針

(1) ごみ（一般廃棄物）の処理

上記(1)(2)については、市の通常の処理、他市町等の応援及び許可業者等民間収集業者の協力により処理処分を行う。

(2) ガレキ（災害廃棄物）の処理

上記(3)については、自衛隊、土木建築・解体業者等の協力を得て、解体・運搬を行い、処理処分については近隣市町、産業廃棄物処理業者等の協力を求める。

(3) し尿の処理

上記(4)については、市の通常の処理、他市町等の応援により処理処分を行う。

(4) 分別の徹底

廃棄物処理に当たっては分別を徹底し、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。特に、災害廃棄物については、仮置場での分別は困難な状況が予想されるため、解体現場における分別を徹底する。

#### 3 廃棄物処理の事前対策

生活・福祉班、市民課班は、環境省の水害廃棄物対策指針を参考に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時の廃棄物発生量等を推定し、水害廃棄物の仮置場候

補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制等、事前に風水害時における廃棄物処理計画を検討しておく。

## 第2 ごみ（一般廃棄物）の処理

---

### 1 ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

生活・福祉班、市民課班は、ごみ処理施設及びごみ収集車両の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

### 2 ごみ収集・処理計画の策定

生活・福祉班、市民課班は、市域の被災状況等を踏まえて、次の内容のごみ収集・処理計画を策定する。

- (1) ごみ収集量の推定
- (2) ごみ収集の優先順位
- (3) ごみ収集ルート
- (4) ごみ仮置場
- (5) ごみ処理方法

### 3 人員・車両の確保

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、ごみ収集・処理計画と照らし、所要人員が不足する場合は、総務班へ人員の確保を要請する。
- (2) ごみ収集・処理に必要な人員・車両や処理能力等が不足する場合は、近隣市町等へ応援要請する。近隣市町等での応援体制が確保できない場合は、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な支援の要請を行う。

### 4 収集・処理の実施

- (1) 収集は、避難所及び住宅密度の高い地域から実施する。
- (2) 必要に応じて夜間収集も実施する。
- (3) クリーンセンター朝来事業所及び山東事業所で焼却、破砕処分する。
- (4) 施設の処理能力を超える場合は、仮置場を確保し、ごみを一時保管する。

### 5 広報の実施

ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して広報を行う。

- (1) ごみ収集の曜日、収集する品目
- (2) ごみステーションの位置
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底

## 第3 ガレキ（一般廃棄物）の処理

---

### 1 ガレキ処理の基本方針

- (1) 生活・福祉班、市民課班は、災害により被災した建築物から発生したガレキについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。
- (2) ガレキ処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。
- (3) 災害の規模によっては、ガレキの処理に長時間を要する可能性があることから、十分な仮置場を確保する。

### 2 ガレキ処理の実施方法

#### (1) 情報の収集

生活・福祉班、市民課班は、廃棄物処理施設やガレキ処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、総務班から情報提供を受け、市域の損壊建築物等の情報を収集・整理し、全体のガレキ量の概略を把握する。

#### (2) ガレキ処理計画の策定

生活・福祉班、市民課班は、市域の被災状況等を踏まえて、次の内容のガレキ処理計画を策定する。

ガレキ処理量の推定

ガレキ処理の優先順位

ガレキ処理体制の確立

ガレキ仮置場の確保

必要資機材の調達方法

#### (3) ガレキの収集・処理の実施

民間業者の動員

民間業者に動員を要請し、ガレキ処理計画に基づきガレキ処理の指示を行う。

民間業者からの資機材の調達

必要な資機材が不足する場合、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。

ガレキの収集・処理

ア 生活・福祉班、市民課班は、ガレキ処理計画に基づき迅速にガレキの収集・処理を行う。

イ ガレキは収集の段階で種別毎に分別収集を行う。

ウ 収集したガレキは、一旦ガレキ仮置場へ輸送し、その後、処理施設または処分場へ移送し、最終処理を行う。

県への応援要請

生活・福祉班、市民課班は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

## 第4 し尿処理対策の実施

---

実施担当	下水道課班
------	-------

### 1 応急対策

下水道課班は、次のとおり、し尿処理を24時間以内に実施する。

#### (1) 情報の収集

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等のし尿の収集・処理見込みを把握する。

#### (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保する。

#### (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

#### (4) し尿収集・処理計画

仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、クリーンセンター和田山事業所で収集・処理を行う。

#### (5) 県等への応援要請

し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

## 資料

### 4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

## 第 1 4 節 環境対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 第 1 災害発生直後の対応

---

生活・福祉班、市民課班は、県が実施する有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

### 第 2 応急対策

---

生活・福祉班、市民課班は、次の措置を講じる。

#### 1 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

#### 2 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

#### 3 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

#### 4 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。



## 第 1 5 節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

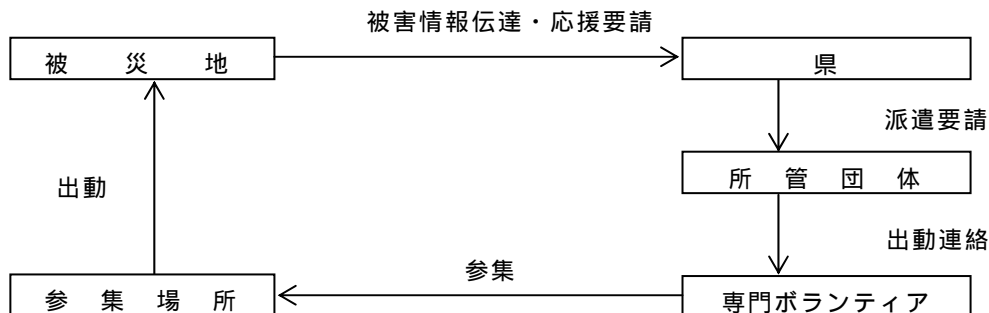
### 第 1 災害救援専門ボランティアの派遣要請

生活・福祉班、市民課班は、大規模災害等が発生した場合必要に応じて、兵庫県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊 - 「HEART - PHOENIX」）の派遣を要請する。

#### 1 災害救援専門ボランティアの活動分野

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 手話通訳
- (6) 情報・通信
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

#### 2 派遣の手順



### 第 2 災害ボランティアの受入れ

#### 1 朝来市災害ボランティアセンターの開設

朝来市社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関としての朝来市災害ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）を、山東庁舎内に開設する。開設に当たっては、ひょうごボランティアプラザに支援を要請する。

また、生活・福祉班、市民課班は、ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。

ボランティアセンターは、以下の業務を行う。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関する総合調整
- (2) 災害対策本部からの依頼に基づき、ボランティアの派遣
- (3) その他ボランティア活動を支援するために必要な業務

## 2 災害ボランティアの確保と調整

### (1) ボランティア需要の把握

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を生活・福祉班、市民課班に報告する。報告を受けた生活・福祉班、市民課班は、ボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理し、ボランティアセンターへ報告する。

### (2) ボランティアの募集

ボランティアセンターは、ボランティア需要をもとに、報道関係機関や広報紙等を活用して、ボランティアの募集を行う。

### (3) 県災害救援専門ボランティアの派遣要請

ボランティアセンターは、ボランティア需要の内容等、必要に応じて生活・福祉班、市民課班と調整し、県に兵庫県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

・救急・救護ボランティア	・手話通訳ボランティア
・介護ボランティア	・医療ボランティア（医師、看護職、歯科
・建物判定ボランティア	医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、
・輸送ボランティア	理学療法士、作業療法士）
・ボランティアコーディネーター	

## 3 ボランティアの登録・活動調整

### (1) ボランティアの登録

ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだボランティアについて、活動できる項目等を登録する。

### (2) ボランティアの活動調整

ボランティアセンターは、各班のボランティア需要と登録されたボランティアの活動項目等を調整し、派遣先等の総合調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

## 4 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての留意事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。

- (1) 被災地の住民・区のボランティア受入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救

援活動に参加するよう周知する。

- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

### **第3 海外からのボランティア**

---

海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議調整のうえ、災害対策本部でその対応を協議する。

## 第 1 6 節 交通・輸送施設の応急対策の実施

実施機関	西日本旅客鉄道(株)
------	------------

### 第 1 鉄道施設における応急対策の実施

#### 1 対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

#### 2 発災時の初動態勢

##### (1) 運行規制

###### 警備の体制等

支社長は、風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大によることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。

###### 警備の方法

###### ア 巡回警備

担当区域の全般又はその一部を見回り警備する。

###### イ 固定警備

局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。

###### 乗務員等の対応

保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。

##### (2) 乗客の避難・救護対策

###### 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図る。  
(各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。)

###### 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導する。

##### (3) その他の措置

各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警察本部・医療機関等への救護要請を行う。

## 第 17 節 ライフラインの応急対策の実施

市は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

### 第 1 電力の確保

実施機関	関西電力㈱
------	-------

#### 1 災害発生直後の対応

##### (1) 応急対策要員の確保

協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な要員をあらかじめ調査し、把握する。

非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておく。

社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

##### (2) 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を推進するために対策組織を設置する。

##### (3) 被害状況の把握

電力施設の被害状況を把握し、復旧対策に当たる。

電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握する。

##### (4) 応急復旧用資機材の整備、確保

保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

応急復旧資機材を緊急に手配する。

道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ル - ト等を検討し、輸送手段を確保する。

緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保する。

災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。

## 2 復旧作業過程

### (1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。

復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

### (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報宣伝活動を行う。

## 3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力㈱が必要と認めた場合、又は、県、市、県警察本部、消防本部等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、かつ安全を確認した上で送電を行う。

## 4 災害時における電力の融通

各電力会社と締結している「全国融通電力受給契約」及び関西電力㈱と隣接する各電力会社間に締結している「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図る。

## 第2 ガスの確保

実施機関	県エルピーガス防災協会
------	-------------

### 1 災害発生直後の対応

#### (1) 災害対策本部の設置

災害の発生により、県又は県内の市町に災害対策本部が設置され、防災協会長が必要と認めたときは、直ちに県エルピーガス防災協会内に、県エルピーガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

#### (2) 情報の収集伝達

各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

### (3) 応急対策の実施

#### 緊急措置の周知

被災地区、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、エルピーガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

また、ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」による放送により周知を図る。

#### ローラー作戦の展開

エルピーガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

#### 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

#### 災害時要援護者対策

エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

#### エルピーガスの供給

要請により病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行う。

#### 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにエルピーガス電話相談窓口を開設し、住民の要望に対応する。

#### 不要容器の回収

不要となったエルピーガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

#### 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

## 第3 電気通信の確保

実施機関	西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)
------	---

## 1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

### (1) 災害発生直後の対応

#### 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動を実施する。

#### 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

#### 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

### (2) 復旧作業に至るまでの対応

#### 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

エ 応急復旧ケ-ブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 応急復旧用資機材の手配及び搬送ルート等の検討並びに輸送手段の確保

カ 非常用移動電話装置の運用

キ 臨時・特設公衆電話の設置

ク 停電時における公衆電話の無料化

#### 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

#### 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通路-トを確保し他の通話に優先して取り扱う。

ウ 臨時の営業窓口を開設する。

エ 被害状況に応じた案内トーキーを挿入する。

オ 一般利用者に対する広報活動を実施する。

カ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。



キ 「災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認の実施によりふくそうの緩和を図る。

## 2 KDDI(株)

### (1) 災害発生直後の対応

通信疎通の管理、制御等

通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートのうち回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急を実施する。

情報収集及び被害状況の把握

災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。

災害対策本部等の設置

災害・被害の規模により、応急復旧措置を組織的、統一的かつ緊急に実施するため、必要があると認めるときは、災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

防護措置

設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

### (2) 復旧作業に至るまでの対応

通信の非常疎通措置

通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、利用制限等の措置を講じる。

防災用機器の配備

災害発生における通信を確保し、災害を迅速に復旧するため、緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、電源設備、運搬用車両その他災害対策用車両等を配備する。

臨時営業所の開設

被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を講じる。

設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

### (3) 復旧作業過程

防災関係機関及び報道機関に対し、被災状況（被災設備、規模）、応急復旧状況（臨時営業所の設置場所、通信手段等）、回復見込み等について情報を迅速か

つ的確に伝達する。

一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報する。

## 第4 水道の確保

---

実施担当	上水道課班
------	-------

### 1 災害発生直後の対応

#### (1) 応急対策人員の動員

上水道課班は、災害発生後、直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

#### (2) 被害状況の把握

水道施設（水源地、浄水場、配水池、管路）の被害状況を確認し、取水及び配水量を把握

市域の断水エリアの把握

応急給水用資機材の現況

避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の把握

交通状況（道路の被災状況等）の把握

### 2 対策の実施

#### (1) 初動対策の実施

上水道課班は、災害発生直後、被害を最小限に抑えるために緊急性の高い対策から実施する。

浄水施設の緊急措置

損壊した施設の応急補修及び損壊のおそれが生じた施設の応急補強を実施する。

二次災害の防止

ア 施設損壊に伴う水・薬品等の流出による二次災害の防止を図る。

イ 配水状況の把握、水の流出を防止するための措置を実施する。

ウ 原水及び浄水の水質監視の強化、水質の保全を図る。

管路における配水機能の維持と配水管事故への対応

ア 水道施設の緊急修理を実施する。

イ 仕切弁等の緊急操作、配水管事故の対応と初動応急給水を実施する。

#### (2) 応急対策の実施

上水道課班は、水道機能を確保するための応急的な対策を実施する。

応急対策計画の策定

ア 被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定めた総合的な応急対策計画を策定する。

イ 応急対策を行う人員の配分、応援要請の決定、復旧資機材等の調達を行う。

#### 応急復旧の実施

ア 水道施設等の一部麻痺に対応するための仕切弁等の調整を行う。

イ 取水施設、浄水施設、配水施設（配水管等）の復旧工事を施工する。

ウ 施設破損による家屋浸水等の災害対応と防止措置を実施する。

エ 復旧見込みが判明次第、総務班を通して市民に対する広報を行う。

#### 浄水施設管理の実施

ア 浄水施設の管理、復旧を行う。

イ 水源施設等の一部麻痺に対応するための配水調整を実施する。

ウ 施設破損による二次災害の防止措置を実施する。

エ 水質保全のための水質監視強化等必要な措置を実施する。

### (3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

### (4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

## 3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

## 第5 下水道の確保

---

実施担当	下水道課班
------	-------

### 1 災害発生直後の対応

#### (1) 被害状況の把握

下水道課班は、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

#### (2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

## 2 応急対策の実施

(1) 応急対策計画の策定

被災箇所の応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設ごとの応急措置・復旧方法

管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのあふれ水

(ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路等へ緊急排水する。

(ウ) 分流式下水道の汚水管渠からのあふれ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

(ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(イ) 漏えい箇所の修復

(ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 消毒施設からの塩素ガスの漏えい

消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の市民に連絡する。

キ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

ク 池及びタンクからのあふれ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

### 3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

## 資料

### 4 - 3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

## 第 18 節 教育対策の実施

---

実施担当	教育委員会班
------	--------

### 第 1 教育対策の基本方針

---

災害時における保育所（園）、幼稚園、小・中学校（以下「学校等」という。）の基本的役割は、まず、園児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保と保育・教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校等においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校等は、保育・教育機能の早期回復に努める。

ただし、災害救助法第 2 条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する災害において学校等に避難所が開設された場合は、教職員においても避難所運営に協力するものとする。

（ 「第 4 節 避難対策の実施」の項を参照）

### 第 2 事前準備

---

(1) 所長、園長、学校長（以下「校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、事前に災害時における対応及び応急教育に関する計画を作成するとともに、指導方法などにつき明確な計画をたてておくものとする。

(2) 校長等は、災害の発生に備えて次のような措置を講じる。

児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。

市教育委員会、消防本部、朝来警察署等及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

### 第 3 災害時の対応

---

#### 1 休園・休校措置

(1) 登校（園）後の措置

災害が発生し又は発生が予想される場合、校長等は、市教育委員会等と協議のうえ、必要に応じて休園・休校措置をとる。

(2) 下校時の措置

下校に際しては、事故のないよう十分に配慮し、同一方向、同一地域ごとに集団下校させる。特に、園児、低学年児童等については、教職員が付き添うものとする。

また、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、保護者に連絡し、児童・生徒等を迎えに来るよう依頼する。この場合、児童・

生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校等で保護する。

### (3) 登校（園）前の措置

警報等の発令状況、災害の程度、災害の範囲に応じ、市教育委員会等と協議のうえ、必要に応じて休園・休校措置をとる。休園・休校措置を決定した場合は、直ちにCATV（音声告知放送）、防災行政無線等で周知するとともに、電話連絡網によって保護者に連絡する。

## 2 被害状況の調査及び報告

校長等は、次に定める事項について被害状況を速やかに調査し、教育委員会班へ報告する。

- (1) 学校等教育施設の被害状況
- (2) 教員その他の職員の被災状況
- (3) 児童生徒等の被災状況
- (4) 応急措置の必要と認める事項

## 第4 応急復旧対策

---

### 1 教育施設及び授業

- (1) 教育委員会班は、児童・生徒等の被災状況や教育施設の被害状況を把握し、応急教育に必要な措置を講じるとともに、但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。
- (2) 被害状況に応じ次の措置を講じて極力規定授業時間数の確保に努める。
  - 校舎の被害が軽微なときは、即刻応急修理をして授業を行う。
  - 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮授業、二部授業、分散授業等を行う。
  - 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は最寄りの学校の一部を使用し授業を行う。

### 2 学校給食対策

- (1) 学校給食センター及び学校給食調理場（以下「給食センター等」という。）が被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。
- (2) 災害発生時には、特に衛生管理に留意し、施設設備消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。
- (3) 次の場合には、児童・生徒等に対する給食を一時中止するとともに但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。
  - 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、給食センター等が災害援助のために使用された場合
  - 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
  - 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合

給食用物資の入手が困難な場合  
その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

### 3 教職員の確保

教職員の被災に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、県へ非常勤講師又は臨時講師の招へい要請あるいは教職員の臨時配置等により教職員の確保に努める。

### 4 健康管理及び危険防止

- (1) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。
- (2) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。
- (3) 被災児童・生徒等の心のケアを行うため、教職員によるカウンセリングの実施や電話相談等を行う。また、必要に応じ教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関と連携し、心のケアに努める。
- (4) 浸水被害を受けた学校等については、教室、給食室、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。
- (5) 学校等の周辺及び通学路が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長等は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

## 第5 災害救助法の実施基準

---

### 1 学用品の給与

#### (1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における学用品の給与は、市長が行う。

#### (2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準（一般基準）は、次のとおりである。

項目	基準等
対象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
支出費用	1 教科書、教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又は



	その承認を受けて使用する教材)		
	2	文房具	
	3	通学用品	
費用の限度額	1	教科書及び教材	実費
	2	文房具及び通学用品	小学校児童 1 人 4,100 円以内 中学校生徒 1 人 4,400 円以内 高等学校等生徒 1 人 4,800 円以内
期 間	災害の発生日から		
	1	教科書及び教材	1 箇月以内
	2	文房具及び通学用品	15 日以内
備 考	1 各人ごとに限度額以内とする		
	2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。		

## 第 6 授業料の減免・就学補助の措置

授業料の減免措置については、応急復旧対策終了後に行う。その間の児童・生徒等の就学援助については、従来どおりの方法で実施するが、被害により就学が著しく困難になった者については、関係機関と連携のうえ速やかに措置する。

## 第 7 社会教育施設・文化財対策の実施

### 1 社会教育施設・文化財の被害調査等

教育委員会班は、災害発生後直ちに、市内の社会教育施設・文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況の把握に努める。

また、国、県、市指定文化財及び登録文化財等の所有者又は管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会へ報告する。教育委員会班は、社会教育施設・文化財の被害状況について、県教育委員会（但馬教育事務所経由）に報告する。

### 2 応急対策の実施

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに市教育委員会へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 教育委員会班は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者又は管理者と協力して応急措置を講ずる。

## 資 料

### 12- 1 指定文化財一覧

## 第 19 節 警備対策の実施

---

実施担当	朝来警察署
------	-------

### 第 1 警備対策の基本方針

---

朝来警察署は、災害発生時における市民の生命、身体及び財産の保護、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に努める。

### 第 2 警備対策の実施

---

#### 1 朝来警察署における警備

朝来警察署が実施する市域における災害警備については、「兵庫県警察災害警備計画」に定めるところにより行う。

#### 2 消防団による警備

災害状況により、災害対策本部において協議し、必要と認めたときは、消防団の権限の属する範囲において警備を行う。

## 第20節 旅客、帰宅困難者対策

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 第1 旅客の安全確保

---

生活・福祉班、市民課班は、朝来警察署と連携して、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

鉄道・バスの運行者は、道路・鉄道施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。

鉄道・バスの運行者が旅客の安全を確保できない場合は、市の避難場所へ旅客を誘導する。

### 第2 観光・宿泊客の安全確保

---

生活・福祉班、市民課班は、朝来警察署、観光協会等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報等を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送・受け入れする。

宿泊施設の管理者が安全を確保できない場合は、市の避難所へ観光・宿泊客を誘導する。

### 第3 帰宅支援

---

道路・鉄道が寸断されるなどして、多数の旅客、観光・宿泊客等が、長時間市内に滞留せざるをえなくなった場合は、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

## 第 2 1 節 農林業関係対策の実施

---

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

### 第 1 農林業関係対策の基本方針

---

産業・都市班、地域振興課班は、風水害等による影響を受けやすい農林業について、的確、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図る。

### 第 2 農作物応急対策

---

#### 1 被害状況の把握

産業・都市班、地域振興課班は、農協等関係団体と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### 2 災害対策技術の指導

- (1) 農作物の被害を最小限に食い止めるため、和田山農業改良普及センター及びたじま農業協同組合の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
- (2) 風水害、雪害、霜害、干害、冷夏等各種災害による被害を軽減するための技術指導について、県がとりまとめた「農林水産業の技術対策について」(昭和 47 年度)、「異常気象に伴う対策指導資料」(昭和 50 年度)、「農作物の冷夏対策指針」(平成 6 年度)、「高温・干ばつにおける農業技術対策」(平成 7 年度)などを活用し、関係機関と連携して的確な対策を講じる。

#### 3 種苗等確保対策

- (1) 異常低温、強風によるハウスの倒壊等により生育障害が発生したときは、種子及び改植用苗の確保に努める。
- (2) 肥料、苗及び種子等の応急確保について、県へ要請する。

#### 4 主要作物対策

和田山農林振興事務所、和田山農業改良普及センター、たじま農業協同組合、生産団体等と連携を図り、主要作物対策の徹底を図る。

### 第 3 畜産応急対策

---

#### 1 病害虫の駆除

- (1) 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除徹底の指導に努める。
- (2) 被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を和田山家畜保健衛生所に報告する。

- (3) 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、和田山家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被災地の畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、和田山家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行う。
- (4) 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡家畜の埋葬及び焼却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努める。

## 2 飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に努めるものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、県に要請する等飼料の確保に努める。

## 第4 林産物応急対策

---

- (1) 森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を和田山農林振興事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。
- (2) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示する。
- (3) 関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留等を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導する。
- (4) 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を指導し、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

## 第5 流通対策

---

災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び流通経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

## 第 2 2 節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進

### 第 1 土砂災害

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

産業・都市班、地域振興課班は、土砂災害に関し次の措置を講じる。

- (1) 総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
  - 緊急復旧資材の点検・補強
  - 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
  - クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の市民への周知と、警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- (6) 土砂災害警戒区域の指定箇所について、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達、避難対策、救助対策等、被害の拡大防止措置を講じる。

### 第 2 道路、橋梁

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

道路管理者は次の措置を講じる。

- (1) 早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、適当な迂回路を選定し、案内標識等を設置する。また、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、交通の確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

### 第 3 河川

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

河川管理者は次の措置を講じる。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況及び危険箇所を把握するとともに、堤防・護岸等の

河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。

- (2) 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な対応を図る。

## 第4 ダム

---

実施機関	ダム管理者
------	-------

ダム管理者は次の措置を講じる。

- (1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放流を行って速やかに貯水位を低下させる。

## 第5 ため池

---

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

ため池管理者は次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
  - 緊急復旧資材の点検・確保
  - ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 産業・都市班、地域振興課班は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

## 第6 森林防災対策

---

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

産業・都市班、地域振興課班は、森林組合と協力して次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
  - 緊急復旧資材の点検・確保
  - 警報機付伸縮計の設置

危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

## 第7 農業土木施設

実施機関	農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者
------	--------------------------------

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

## 第8 宅地防災対策

実施担当	産業・都市班、地域振興課班
------	---------------

産業・都市班、地域振興課班は次の措置を講じる。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理する箇所で次の緊急対策を実施する。  
ビニールシート等の応急措置  
宅地防災相談所等の開設
- (3) 民間宅地崩壊危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 被災宅地応急危険度判定の実施  
県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。  
応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。  
応急危険度判定を行い、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

### 資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 2-3 警戒ため池一覧
- 2-4 土石流危険渓流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧



## 第4章 その他の災害の応急対策の実施

### 第1節 基本対策

実施担当	各班
------	----

#### 第1 組織の設置

市長は、市域において雪害や大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、(豪雪/事故)災害警戒本部又は(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

##### 1 本部

市長は、(豪雪/事故)災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づき、(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

##### (1) 設置基準等

	(豪雪/事故) 災害警戒本部	(豪雪/事故) 災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破し、かつ豪雪体制への準備が必要なとき、又は平雪除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。 火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 その他雪害、大規模事故、突発重大事故の発生等により、被害が生ずるおそれがあるとき。 (豪雪/事故)災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 (豪雪/事故)災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 災害応急対策が概ね終了したとき。 災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	朝来市本庁舎総務部総務課	朝来市防災センター
業務	災害に備えるための動員、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

(2) 組織、配備体制、動員

動員の方法、災害警戒本部の設置、災害対策本部の設置等については、「第2章 迅速な災害応急活動体制の確立」に示す。

## 2 現地本部

市長は、現場における拠点が必要な場合は、支所対策部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地（豪雪／事故）災害対策本部を設置する。この場合、現地（豪雪／事故）災害対策本部の指揮は、副本部長（副市長）がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地対策副本部長に委任する。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

## 3 災害対策本部設置の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員のほかに次の機関等にもその旨を通知する。

### 本部設置の通知先

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市民</li><li>(2) 庁内及び出先の職員</li><li>(3) 兵庫県但馬県民局企画調整部防災課</li><li>(4) 朝来警察署</li><li>(5) 近隣市町</li><li>(6) 報道機関</li><li>(7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力</li></ul> |
|--|

## 資料

- 3-1 防災関係機関の連絡先一覧
- 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第2節 配備、動員

実施担当	各班
------	----

### 第1 市の配備体制

市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

#### 1 配備基準

組織	配備	配備基準			配備要員
		考え方 (主な想定事象)	気象予警報	その他	
連絡員待機	準備警戒配備		次の注意報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。 大雪注意報 風雪注意報 なだれ注意報		防災担当
(豪雪)事故)災害警戒本部	第1号配備	市内に小規模の被害が発生するおそれがある(生じた)。	次の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。 大雪警報 暴風雪警報 火災気象通報 火災警報	積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破し、かつ豪雪体制への準備が必要なとき、又は平雪除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。 火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	【本庁】市長、副市長、収入役、教育長、各部長、消防本部連絡員、総務課長及び防災担当 【支所】支所長、市民課長及び防災担当 (和田山：市民生活部長、行政改革推進課長) 【各庁舎】上下水道部長、教育次長、消防長その他の職員は自宅待機
(豪雪)事故)災害対策本部	第2号配備	市内に中規模の被害が発生するおそれがある(生じた)。	気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、市長が必要と認めたとき。	積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	第1号配備要員各部課副主幹以上の職員、消防本部及び消防団(団長、支団長、副団長)その他の職員は自宅待機

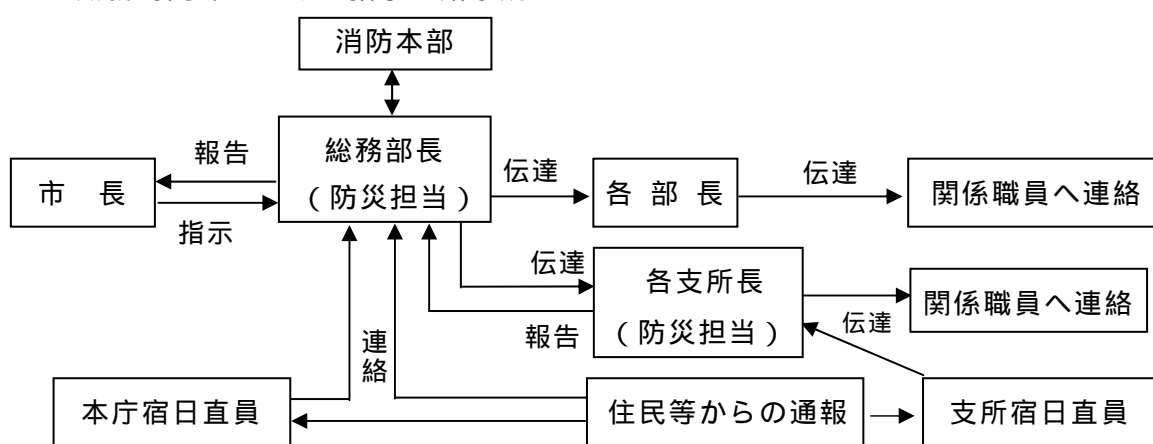
第3号配備	市内に大規模な被害が発生するおそれがある(生じた)。		その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生するおそれがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長が認めたとき。	全職員
-------	----------------------------	--	---	-----

## 2 職員の動員

### (1) 参集指示

総務部長は、市長の命により各配備該当基準に基づき各配備要員への参集指示を行う。勤務時間内においては、庁内放送及び電話により、勤務時間外においては、災害時における緊急連絡網により連絡を行う。

勤務時間外における指示連絡系統



各配備要員は、参集指示のおそれがある場合には、参集の準備をして自宅で待機する。

### (2) 参集方法

各対策部指定要員を除く第2号及び第3号配備要員は、旧所属町の庁舎へ、各対策部指定要員は各対策部の庁舎へ参集し、各統括者の指揮下に入る。

本人や家族が被災し参集できない場合は、班長等へその旨を連絡する。

また、災害の状況により、所定の場所(旧所属町の庁舎又は各対策部の庁舎)へ参集できない場合は、住所地の最寄りの支所へ参集する。

なお、消防団員として出勤命令が出されたときは、原則として消防業務を優先とする。ただし、各対策部長の指示により市の応急対策業務に従事させる場合もある。

### (3) 参集報告

参集した職員は、参集記録、見聞情報等を報告する。

各班、各対策部でとりまとめ、総務部長へ報告する。

## 資料

### 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第3節 情報の収集・伝達及び報告

### 第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	各班
------	----

(「第2章 第2節 第1 情報収集・伝達手段の確保」の項を参照)

### 第2 気象情報等の収集伝達

#### 1 大雪警報等

総務班及び防災関係機関は、雪害対策に係る気象情報を防災情報システム等で監視し、既に相当な積雪があり、今後の降雪により家屋倒壊や雪崩による被害が予想されるとき又は警報が発令されたときは、必要に応じ、防災行政無線、CATV、ファックス等により、住民等に伝達する。

種類	地域	大雪警報等の基準値	
		注意報	警報
大雪	兵庫北部	30cm以上(24時間降雪の深さ)	60cm以上(24時間降雪の深さ)
暴風雪		-	陸上 20m/s以上(雪を伴う) 海上 25m/s以上(雪を伴う)
なだれ		次のいずれかに該当するとき。 積雪の深さ70cm以上あり、 降雪の深さ20cm以上 積雪の深さ50cm以上あり、 最高気温が7℃以上、又は降雨	-

#### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準(市火災予防規則第3条)に該当する場合、火災警報を発令する(消防法第22条)。

消防本部班は、防災行政無線等で、火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

- |   |
|---|
| (1) 風速15メートル以上となった場合。<br>(2) 実効湿度が45パーセント以下に低下した場合。<br>(3) 風速8メートル以上となり、実効湿度70パーセント以下に低下し、火災発生の危険性が大きいと認められる場合。 |
|---|

### 第3 災害報告

#### 1 実施担当

総務班は、初期情報・被害調査情報を取りまとめ、整理した内容を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

#### 2 報告基準

総務班は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

##### (1) 一般基準

災害救助法の適用基準に合致する災害

災害対策本部を設置した災害

又は に定める災害になるおそれのある災害

自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害

##### (2) 雪害

雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

##### (4) その他

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

#### 火災即報<消防本部班>

即報基準			直接即報基準
一 般 基 準		死者3人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	
個 別 基 準	火 災	建 物 火 災 特定防火対象物で死者が発生した火災 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等避難した火災 国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災 建物焼損面積3,000平方メートル以上と推定される火災 損害額1億円以上と推定される火災	
		林 野 火 災 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 空中消火を要請したもの 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
		交 通 機 関 の 火 災 航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの 航空機火災 トンネル内車両火災 列車火災	
		そ の 他 以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災	

即報基準		直接即報基準
危険物等に 係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。	
	死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 負傷者が5人以上発生したもの 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 河川への危険物等流出事故 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	
	死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 負傷者が5人以上発生したもの 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災	
原子力災害等	放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの	
社会的影響基準	上記に該当しない火災・事故であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

救急・救助事故即報 < 消防本部班 >

即報基準		直接即報基準
個別基準	死者5人以上の救急事故 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 要救助者が5人以上の救助事故 覚知から救助完了までの所用時間が5時間以上を要した救助事故 その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 （例示） ・列車、航空機等に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
	死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの 列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 バスの転落等による救急・救助事故 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの	

## 災害即報（雪害）＜総務班＞

即報基準		直接即報基準
一般基準	災害救助法の適用基準に合致するもの 県又は市が災害対策本部を設置したもの 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	雪害 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

### 3 報告系統

災害報告は、原則覚知後30分以内に、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ行うものとする。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

### 4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害の発生を覚知したときは、防災端末（フェニックス防災システム）に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

### 5 報告内容

#### (1) 緊急報告

##### 庁舎緊急報告

総務班は、災害対策本部を設置した災害又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ庁舎緊急報告を行う。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報する。

なお、報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

##### 火災、死傷者発生に関する緊急報告



消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合、直ちに消防庁及び県災害対策本部（但馬県民局経由）へそれぞれ報告する。

なお、報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

#### (2) 災害概況即報

総務班は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部（但馬県民局経由）に報告する。災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報として把握できた範囲から、逐次報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

なお、報告内容は、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

#### (3) 被害状況即報

総務班は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ被害状況即報として報告する。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

#### (4) 災害確定報告

総務班は、災害応急対策が概ね完了した時点で、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ文書で災害確定報告を行う。

#### (5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

## 第4 情報共有

実施担当	各班
------	----

市及び防災関係機関は、相互の情報共有に努める。

### 1 庁内の情報共有

支所対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、総務班に報告する。総務班は、市全体の状況を取りまとめ、支所対策部へファックス等によ

り伝達する。

## 2 防災関係機関との情報共有

総務班及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて市対策本部へ連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
総務班	県（但馬県民局）、朝来警察署、西日本旅客鉄道(株)、全但バス(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、報道機関

## 第5 被害情報の収集・調査

実施担当	各班
------	----

### 1 発見者の通報

事故・災害を発見した者は、直ちに市、消防本部又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、直ちに市及び上部機関に通報する。

### 2 初期情報の収集・報告

事故・災害の通報を受けたときは、各班、消防団、自主防災組織等は現場に向かい情報収集に努める。事故・災害の発生を確認した場合は、直ちに現地災害対策本部又は支所災害対策部へ報告し、報告を受けた現地災害対策本部又は支所災害対策部は直ちに災害対策本部へ報告する。

また、事故・災害発生後の初期段階においては、被害の全体像を大まかにつかむことに留意し、主に次表に示す情報を収集報告する。

項目	収集内容	担当班
被害情報全般	現地調査	各班
	区（自主防災組織）からの情報	総務・企画班、市民課班
	住民からの情報	総務・企画班、市民課班
	避難者情報	生活・福祉班、市民課班
	119番通報状況	消防本部班
	110番通報状況	総務班
	参集途上情報	全職員
ライフライン被害情報	上水道	上水道課班
	下水道	下水道課班
	電話、電力	総務・企画班、市民課班

負傷者情報	医療機関、朝来市医師会	生活・福祉班、市民課班
その他	所管施設・設備の被害情報	各班
	応急対策の実施状況	各班

### 3 初期情報の整理・分析・対応

- (1) 総務班は、各班から報告された情報に基づき、管内図上に被害状況等を取りまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。
- (2) 収集した情報及び決定した対策等は、総務班が速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（災害概況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を行う。
- (5) 上記(3)、(4)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長へ報告する。

### 4 被害調査

各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の調査を行う。各班は、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、調査した結果をまとめ、災害対策本部事務局に提出する。各班及び調査対象は、次のとおりである。

#### 部門別調査の担当及び対象

項目	調査内容	調査担当班
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務・企画班、市民課班
	負傷者の状況	総務・企画班、市民課班
住家被害	全壊、半壊、一部損壊の状況	総務・企画班、市民課班
	床上・床下浸水の状況	総務・企画班、市民課班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	総務・企画班、市民課班
その他	田畑	産業・都市班、地域振興課班
	文教施設	教育委員会班
	病院、福祉施設	生活・福祉班、市民課班
	道路、橋梁、河川	産業・都市班、地域振興課班
	砂防、がけ崩れ、土石流、林地崩壊	産業・都市班、地域振興課班
	清掃施設	生活・福祉班、市民課班
	鉄道不通	産業・都市班、地域振興課班
	水道・下水道	上水道課班、下水道課班

	電話・電気	総務・企画班、市民課班
	危険物施設	消防本部班
	ブロック塀等	生活・福祉班、市民課班
り災者	り災世帯、り災者数	生活・福祉班、市民課班
火災	火災の状況	消防本部班
被害額	公立文教施設	教育委員会班
	農林水産業施設	産業・都市班、地域振興課班
	公共土木施設	産業・都市班、地域振興課班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害	産業・都市班、地域振興課班
	商工被害	産業・都市班、地域振興課班

大規模な災害が発生した場合は、地区単位で調査班を編成して調査を行う。

## 5 被害調査情報の整理・分析・対応

- (1) 総務班は、各班から報告された情報をとりまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。
- (2) 総務班は、とりまとめた被害状況を速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（被害状況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策、実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、被害が災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

## 第4節 防災関係機関等との連携

---

実施担当	総務班
------	-----

### 第1 専門家・専門機関等への協力要請

---

総務班は、大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

#### 1 要請事項

- (1) 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- (3) 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- (4) 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- (5) 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (6) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (7) 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

#### 2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

### 第2 自衛隊への派遣要請

---

（「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

### 第3 関係機関との連携

---

実施担当	総務班
------	-----

（「第2章 第3節 第2 関係機関との連携」の項を参照）

## 第5節 災害救助法の適用

---

実施担当	総務班（総括）、各班（実施）
------	----------------

（「第2章 第4節 災害救助法の適用」の項を参照）

## 第6節 消火活動

---

実施担当	消防本部班
------	-------

### 第1 消防本部の対応

---

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

#### 1 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- (1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- (2) 危険物施設に対する防御
- (3) 避難経路の火災防御
- (4) 救助・救急
- (5) 情報活動
- (6) 広報

#### 2 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- (1) 本部における所掌事務に関する事項
- (2) 消防本部と消防団の業務分担に関する事項
- (3) 職員の動員と編成・配置
- (4) 通信網の確保に関する措置
- (5) 情報収集等に関する体制
- (6) 総務班との連絡等に関する事項
- (7) 朝来警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- (8) 重点防御に関する方針
  - 市街地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
  - 避難経路の防御に対する措置
  - 救助・救急に関する措置
- (9) 広報に関する措置

#### 3 応援要請等

必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

## 第7節 救助・救急・医療対策

---

### 第1 人命救出活動の実施

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

( 「第3章 第2節 第1 人命救出活動の実施」の項を参照)

### 第2 救急医療の提供

---

実施担当	消防本部班
------	-------

( 「第3章 第2節 第2 救急医療の提供」の項を参照)

### 第3 医療対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-------------------

( 「第3章 第2節 第3 医療・助産対策の実施」の項を参照)

#### 1 多発外傷への対応

##### (1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

消防本部班は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、朝来市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告知病院、災害対応病院（二次救急医療機関）、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

消防本部班、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとは判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。

市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとは判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

##### (2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があるとは判断した場合は、直ちに消防本部班に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、消防本部班は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

## 2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

### (1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

消防本部班は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

消防本部班、災害拠点病院その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。

市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるると判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

### (2) 二次搬送等

災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部班へ二次搬送の要請をする。

消防本部班及び県は連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

## 3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

### (1) 原因物質の特定

消防本部班、朝来警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-726-9923：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

消防本部班、朝来警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。

関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

### (2) 二次搬送等

消防本部班、医療機関等は、必要に応じて搬送、受け入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、生活・福祉班、市民課班に解毒剤の確保を依頼する。

生活・福祉班、市民課班は、解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。

災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部班に対し、二次搬送の要請をする。

消防本部班は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。



#### 4 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

#### 資 料

5 - 2 救護所の設置予定場所一覧

### 第 8 節 交通・輸送対策の実施

---

( 「第 3 章 第 3 節 交通・輸送対策の実施」の項を参照)

## 第9節 避難対策

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 第1 避難の勧告・指示

#### 1 避難の勧告・指示等の発令

##### (1) 避難の勧告・指示の発令権限と要件

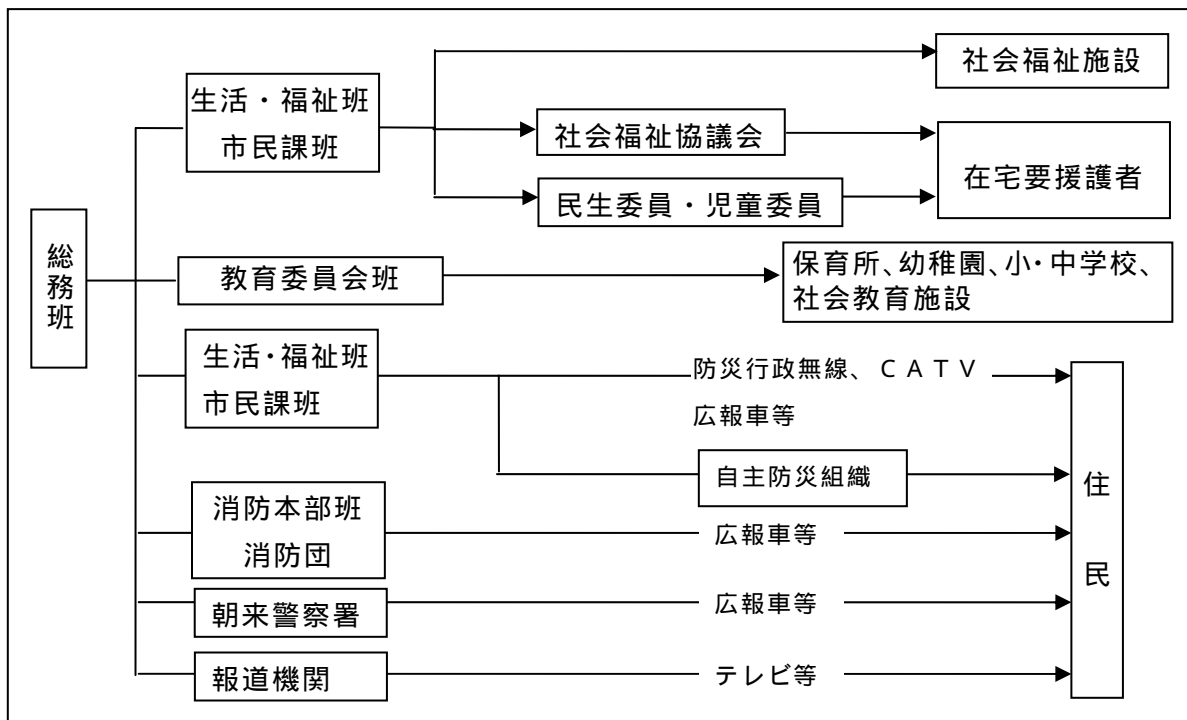
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

## (2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。総務班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。

### 避難勧告・指示等の伝達経路



### 避難時の伝達事項例

避難の理由	避難勧告・指示の対象区域
避難先	避難経路
避難時の服装、携行品等	避難行動における注意事項

## 2 区、自主防災組織及び住民等の協力

区及び自主防災組織は、市及び朝来警察署に協力し、住民の避難を誘導する。

なお、市からの避難勧告等がない場合であっても周りの状況から危険が迫っていると判断されるときは、住民の自主避難を促す。

特に、災害時要援護者については、あらかじめ名簿等により所在を把握し、早急な対応がとれるよう努める。

住民等についても、区及び自主防災組織の活動に協力する。

## 3 避難の解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

## 第2 警戒区域の設定

---

### 1 本部長の措置（災害対策基本法第63条第1項）

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、危険が切迫して、本部長が警戒区域を設定する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が設定を行い、直ちに本部長に報告する。

### 2 警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）

警察官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

### 3 消防長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）

消防長又は消防署員は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

### 4 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条及び第36条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。

また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

### 5 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の措置（水防法第21条）

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において警戒区域を設定することができる。

## 警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・水防団員・消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
朝来警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
警察官	次の場合、上記に記載する市長の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

### 第3 避難誘導

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

( 「第3章 第4節 第3 避難誘導」の項を参照)

### 第4 避難所開設

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班
------	-----------------

( 「第3章 第4節 第4 避難所開設」の項を参照)

### 第5 避難所の運営

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班
------	-----------------

( 「第3章 第4節 第5 避難所の運営」の項を参照)

### 第6 帰宅困難者への対策

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

( 「第3章 第4節 第6 帰宅困難者への対策」の項を参照)

## 第 1 0 節 こころのケア対策

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 第 1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

---

生活・福祉班、市民課班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

### 第 2 こころのケアに関する拠点の設置

---

生活・福祉班、市民課班は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、県と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

### 第 3 児童、生徒のこころのケア

---

( 「第 3 章 第 1 8 節 第 4 応急復旧対策」の項を参照)

## 第 1 1 節 遺体の埋葬等

---

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

( 「第 3 章 第 7 節 第 5 遺体の収容・処置の実施」の項を参照)

## 第 1 2 節 災害時要援護者支援対策

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-------------------

( 「第 3 章 第 1 0 節 災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照)

## 第 1 3 節 災害情報等の提供と相談活動

---

実施担当	総務班、総務・企画班、市民課班、CATV朝来局舎・和田山局舎班
------	---------------------------------

( 「第 3 章 第 1 2 節 災害情報等の提供と相談活動の実施」の項を参照)

## 第 1 4 節 社会秩序の維持

---

実施担当	生活・福祉班、市民課班
------	-------------

### 第 1 市の措置

---

生活・福祉班、市民課班は、次の措置を講じる。

#### 1 治安の確保

朝来警察署と協議し、事故災害等の発生場所及びその周辺における治安を確保する。

#### 2 流言飛語の防止

正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

#### 3 悪質商法等の防止

混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を行うとともに、消費生活相談を強化する。

### 第 2 朝来警察署の措置

---

朝来警察署は、避難のための立退きの勧告又は指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努める。



## 第5章 個別対策

### 第1節 雪害応急対策

実施担当	総務班、産業・都市班、地域振興課班
------	-------------------

#### 第1 情報収集

産業・都市班、地域振興課班は、朝来警察署、道路管理者と協力して、毎日の降雪量、積雪深、交通状況、出勤機械台数等を、総務班に報告する。

#### 第2 除雪対策

##### 1 除雪計画

産業・都市班、地域振興課班は、平雪時における道路除雪計画では、対応できない場合、土木事務所と協力して、除雪計画(対象路線、実施体制、方法等)を決定する。

##### 2 除雪体制の確保

産業・都市班、地域振興課班は、次の体制を確保する。

(1) 積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。

情報連絡の強化、除雪機械の調達、除雪作業の強化等を行う。また、必要に応じ排雪作業を行う。

(2) 積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。

民間の重機を確保し、除雪作業、排雪作業を強化する。

民間からの調達は、所在地、作業能力、除雪場所を考慮して決定する。

#### 第3 雪害防止対策

総務班、産業・都市班、地域振興課班は、雪崩、屋根の雪下ろし等による事故防止のため、広報を行う。

#### 第4 区、自主防災組織の協力

除雪作業が円滑に行われるよう、除雪に影響する路上駐車、放置物件等に対し所有者に撤去するよう呼びかける。特に、沿道の家屋等の屋根の雪下ろしによる積雪が、除雪計画に影響するおそれがある場合は、産業・都市班、地域振興課班に連絡する。

また、事故防止の広報に努め、要援護者をはじめとする住民から支援の要請があったときは対応を行う。

## 第5 雪崩対策

---

産業・都市班、地域振興課班は、県と協力して次の雪崩対策を行う。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) クラックや崩壊箇所における応急措置
- (3) 住民への危険箇所、警戒避難の周知

## 第6 孤立化対策

---

総務班は、区、自主防災組織と協力して、積雪により交通途絶が予想される地区住民について、非常食料、医薬品、燃料等の確保、住宅の補強を呼びかける。

### 資 料

- 2 - 10 雪崩危険箇所一覧
- 3 - 8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第2節 大規模火災・危険物事故災害応急対策

---

### 第1 大規模火災応急対策

---

実施担当	消防本部班
------	-------

#### 1 消火体制

消防本部班は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

#### 2 相互応援協定の運用

消防本部班は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

#### 3 他機関との連携

消防本部班は、朝来警察署と相互に協力する。

#### 4 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

#### 5 住民、自主防災組織等との連携

##### (1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

##### (2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

### 第2 林野火災応急対策

---

実施担当	総務班、消防本部班、産業・都市班、地域振興課班
------	-------------------------

#### 1 消防体制

消防本部班は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御

地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、朝来警察署等関係機関に通報する。

## 2 広報活動

総務班、消防本部班、産業・都市班、地域振興課班、朝来警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線、CATV、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織、森林組合等は、これに協力をする。

## 3 相互応援協定の運用

消防本部班は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

## 4 他機関との連携

消防本部班は、朝来警察署と相互に協力する。

## 5 消防活動

消防本部班は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたりとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

（空中消火体制の主な準備事項）

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

## 6 避難、救出等

総務班、消防本部班、産業・都市班、地域振興課班は、林野火災が住宅地まで及び危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

朝来警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

### 第3 危険物事故応急対策

実施担当	総務班、上水道課班、消防本部班
------	-----------------

#### 1 事故責任者

危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。

##### (1) 通報

直ちに朝来市消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

##### (2) 施設の応急措置

危険物の漏洩、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

タンクの破損、危険物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

タンクの破損がある場合は応急補修を行う。

危険物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。

出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

##### (3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

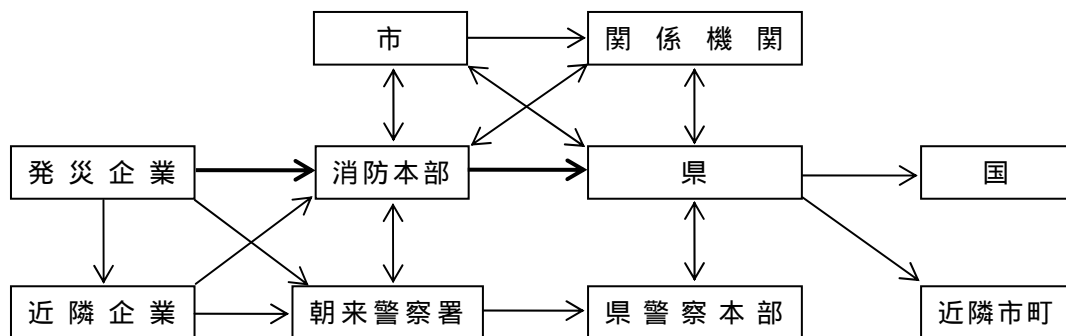
##### (4) 救済

被災者への救済を行う。

#### 2 関係機関

##### (1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



##### (2) 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総務班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上水道課班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(3) 災害原因の究明

消防本部班、朝来警察署は災害の発生原因を究明する。高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

## 第4 高圧ガス事故応急対策

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに朝来市消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

ガスの漏洩、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。

貯蔵所等の破損、ガスの漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

ガスの漏洩のおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。

施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。

ガスが漏洩又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近住民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

### 2 関係機関

消防本部班、県、朝来警察署は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

## 第5 毒物・劇物事故応急対策

---

実施担当	総務班、上水道課班、消防本部班
------	-----------------

### 1 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに朝来市消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

毒物・劇物等の漏洩、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。

毒物・劇物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。

出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、避難誘導を行う。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

## 2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(2) 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総務班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上水道課班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

## 第6 突発重大事案応急対策

実施担当	総務班、上水道課班、消防本部班
------	-----------------

### 1 サリン等の発散

(1) 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させる。サリン等を含む物品等の回収は、装備した近隣及び県下広域消防援助隊が実施する。

(2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

(3) 総務班は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することな

く自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

## 2 突発重大事案

総務班、消防本部班は、朝来警察署の行う初動措置に協力を行う。

朝来警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

## 資 料

- 2 -11 危険物施設数一覧
- 2 -12 高圧ガス製造事業所数等一覧
- 4 - 5 兵庫県広域消防相互応援協定 / 同覚書



### 第3節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

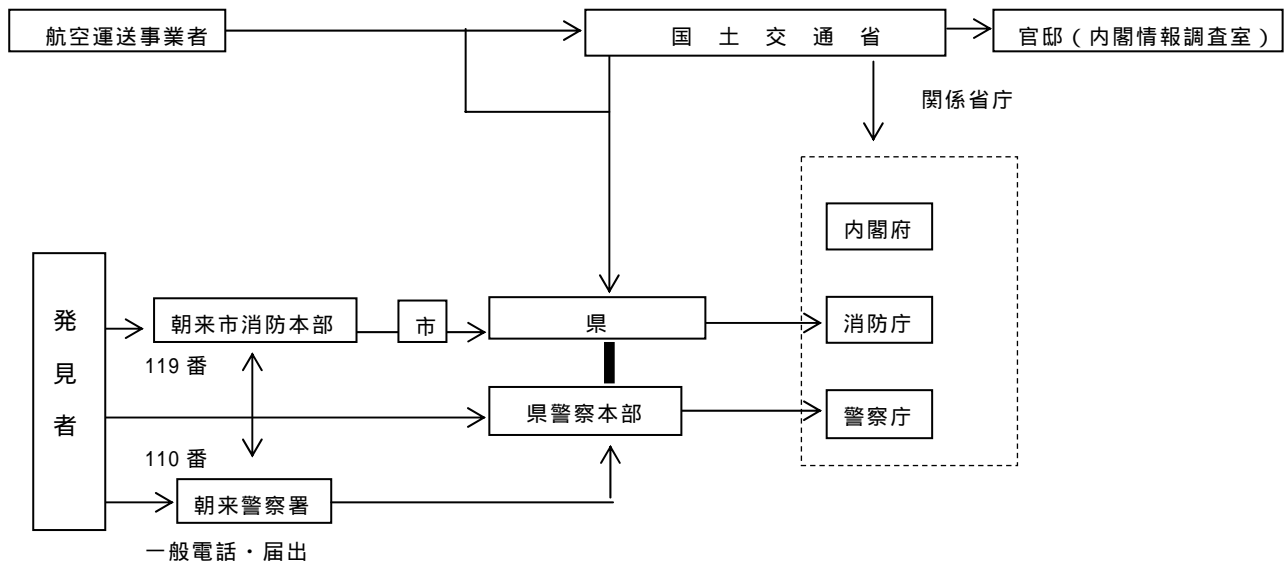
実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

#### 第1 情報の収集・伝達

##### 1 航空災害の第一報の情報伝達

###### (1) 市域内における航空機の墜落等

市域内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関(県警察本部、県、市町、消防本部)は相互に情報を交換する。

###### 2 連絡先(電話、ファクシミリ番号は資料編に示す)

官邸(内閣情報調査官): 内閣情報集約センター

国土交通省: 総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府: 政策統括官(防災担当)付参事官室

警察庁: 警備局警備課

防衛省: 運用局運用課

消防庁: 救急救助課

兵庫県: 但馬県民局企画調整部防災課(勤務時間内の場合)

企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課(勤務時間外及び緊急の場合)

兵庫県警察本部: 警備部災害対策課

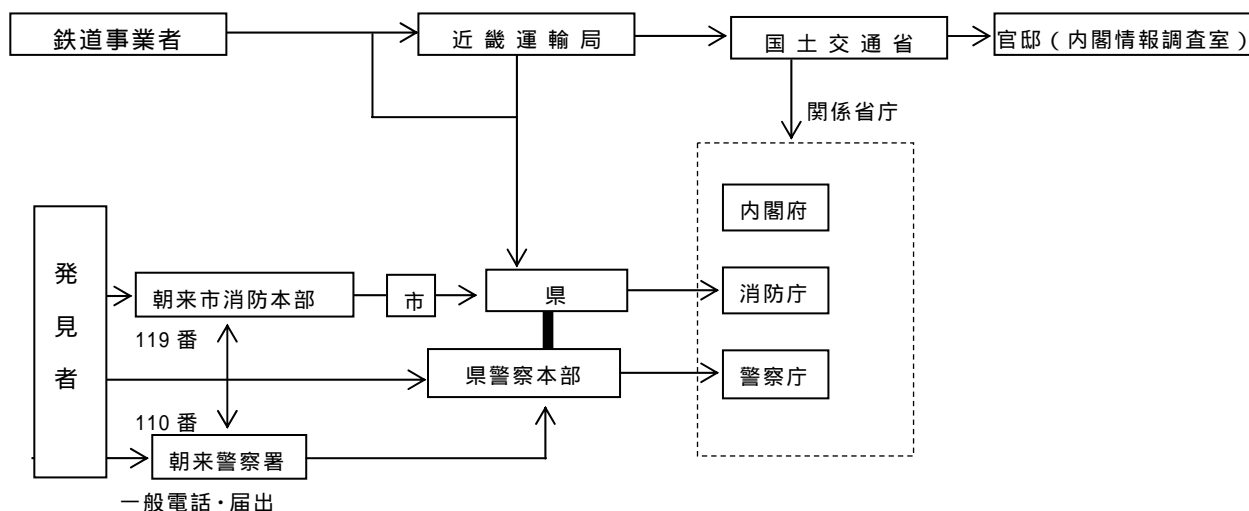
市: 総務部総務課、消防本部

## 2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」による。



注1 県内における関係機関(県警察本部、県、市、消防本部)は相互に情報を交換する。

2 連絡先(電話、ファクシミリ番号は資料編に示す)

官邸(内閣情報調査官): 内閣情報集約センター

国土交通省: 総合政策局技術安全課、鉄道局技術企画課安全対策室

内閣府: 政策統括官(防災担当)付参事官室

警察庁: 警備局警備課

防衛省: 運用局運用課

消防庁: 救急救助課

近畿運輸局: 企画部安全防災・環境課

鉄道部運転保安課

兵庫県: 但馬県民局企画調整部防災課(勤務時間内の場合)

企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課(勤務時間外及び緊急の場合)

兵庫県警察本部: 警備部災害対策課

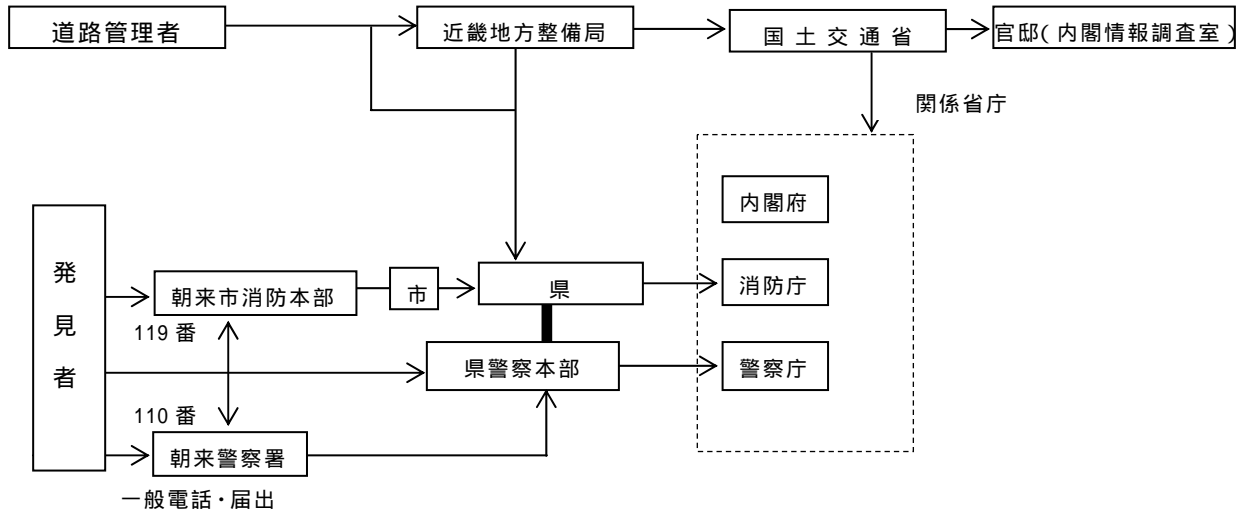
市: 総務部総務課、消防本部

## 3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の流出等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」に掲載の系統図による。



- 注 1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、消防本部）は相互に情報を交換する  
 2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：道路局国道課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：運用局運用課

消防庁：救急救助課

近畿地方整備局：道路部

兵庫県：但馬県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）

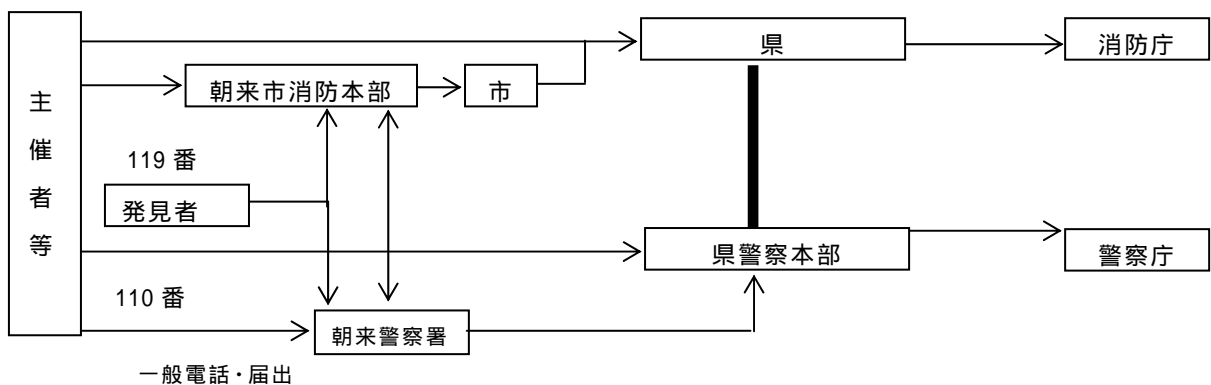
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市：総務部総務課、消防本部

- (2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関（朝来市消防本部、朝来警察署、県等）への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



- 注 1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、消防本部）は相互に情報を交換する。

- 2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

警察庁：警備局警備課

消防庁：救急救助課  
兵庫県：但馬県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）  
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）  
兵庫県警察本部：地域部地域課、警備部災害対策課  
市：総務部総務課、消防本部

## 第2 救助・救急活動

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 事業者等

#### (1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

#### (2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (3) 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

### 2 市

(1) 消防本部班は、救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

(2) 消防本部班は、救出活動が困難な場合、隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

### 3 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

### 4 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市は、朝来市建設業協会との「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

## 第3 消防・避難活動

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

## 1 事業者等

### (1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火にあたっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

航空運送事業者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

### (2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

### (3) 道路災害

道路管理者は、消防本部班の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

## 2 市（消防本部班）

(1) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(2) 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に行うこととする。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(3) 朝来警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

## 3 避難

機長、鉄道の運転に従事する者等は、航空機、列車又は自動車に火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

総務班、消防本部班は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、朝来警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

## 第4 代替輸送

---

実施担当	総務班、産業・都市班、地域振興課班
------	-------------------

### 1 鉄道事故災害時

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機

関（近畿運輸局、朝来警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

## 2 道路事故災害時

総務班、道路管理者、朝来警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

既存バス路線の変更等にあたっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意する。

## 第5 雑踏事故対策

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、朝来警察署、総務班、消防本部班、医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

### 2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 消防本部班は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

### 3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

#### (1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に朝来市消防本部、朝来警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

#### (2) 消防本部班

会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

必要に応じ近隣及び県下広域消防応援隊の応援要請を行う。

多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

(4) 朝来警察署

事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。

事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。

効果的な広報活動により人心の安定を図る。

## 第6 危険物等の対策

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

### 2 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

責任者及び事故発見者は、次の措置をとる。

発災時に直ちに朝来市消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。

被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

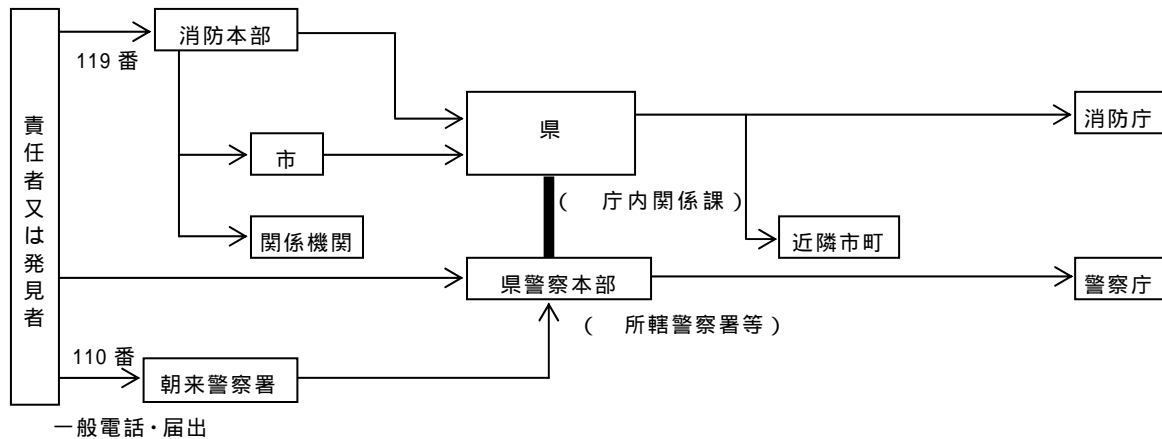
責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

### 3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

#### (1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



#### (2) 災害広報

総務班は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

#### (3) 危険物等の特定

消防本部、朝来警察署、県は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとる。

#### (4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

消防本部、事故責任者、朝来警察署、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する
- 負傷者等を汚染された環境から搬出する
- 負傷者等の除染を行う

また、消防本部及び朝来警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

#### (5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。



(6) 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(7) 住民救済対策

事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行う。

## 第7 風評被害の影響の軽減

---

実施担当	総務班
------	-----

### 1 情報提供

総務班は、防災関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- (1) 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- (2) 被災した構造物等の復旧状況
- (3) 危険物等の流出等の場合の環境モニタリングの結果
- (4) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

### 2 広報活動

風評被害等が発生した場合は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

### 資料

4 - 5 兵庫県広域消防相互応援協定 / 同覚書

## 第4節 原子力事故災害応急対策

### 第1 通報、伝達、情報提供

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

#### 1 災害即報

総務班は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- (1) 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- (2) 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条）。

#### 2 発見者の通報

- (1) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を朝来警察署に通報する（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第33条第2項）。あわせて、消防本部班にも通報する。

- (2) 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちに、その旨を朝来市消防本部、朝来警察署に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるると判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、朝来市消防本部、朝来警察署のいずれかとする。

#### 3 情報提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

- (1) 総務班は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。なお、その際、住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。
- (2) 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災

害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されな  
いが、関係機関間で十分に内容を確認する。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等か  
ら収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基  
づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

## 第2 緊急モニタリング

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

#### (1) 原子力事業者等の措置

空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、  
その結果を総務班、国、県等に定期的に連絡する。

原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡する。

#### (2) 消防本部班の措置

隣接及び県下広域消防応援隊等により放射線量の測定を行ったときは、県等に連  
絡する。

### 2 放射性同位元素等の事故

#### (1) 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を  
測定し、その結果を総務班、県等に連絡する。

#### (2) 消防本部班の措置

前記1「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用する。

## 第3 避難対策、交通規制

---

実施担当	総務班、消防本部班
------	-----------

### 1 避難対策

#### (1) 避難基準

内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があっ  
たとき（原子力災害対策特別措置法第15条）。

事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に  
該当すると認められるとき。

その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住  
民が危険にさらされるおそれがあるとき。

## 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改訂, 原子力安全委員会)より

### (1) 避難等のための勧告及び指示

市長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の住民に対し屋内避難等の区分に応じた措置をとる。

### (2) 避難誘導

「原子力災害対策避難誘導等のための手引」(昭和56年1月, 科学技術庁、消防庁)による。

### (3) 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所要時間等を勘案の上指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

### (4) その他

警戒区域の設定、避難所の運営、廃止等については、「第4章 第9節 避難対策」の項を参照。

## 2 交通規制等

県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に行う。

## 第4 救急・医療活動

実施担当	総務班、生活・福祉班、市民課班、消防本部班
------	-----------------------

### 1 救急活動

#### (1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、朝来市消防本部に通報する。

また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等(以下「事業者」という。)は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

#### (2) 現場における負傷者等の救出等

##### モニタリング

事業者及び消防本部班は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

##### 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、消防本部班は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

##### 除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

#### (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

消防本部班は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送に当たる。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町等への広域応援要請

総務班、消防本部班は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

ア 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

消防本部班は、放射線により被ばくした者(被ばくしたおそれのある者を含む。)放射性物質により汚染された者(汚染されたおそれのある者を含む。)(以下「汚染・被ばく者等」という。)等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

ア 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚

染防止衣、マスク等を着装する。

イ 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出勤要請並びに現場及び搬送中の救急措置

事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出勤を要請する。

生活・福祉班、市民課班は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出勤させる。なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。

(5) 負傷者等の収容

事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ア 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

イ その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

(ア) 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院）

(イ) 災害対応病院（二次救急医療機関）

(ウ) 救急告示病院、診療所

(エ) その他の医療施設

(オ) 現地救護所及び救護センター

消防本部班、生活・福祉班、市民課班は、負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに朝来警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行う。

速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、県を通じ日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

総務班、消防本部班、生活・福祉班、市民課班は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

## 2 医療対策

生活・福祉班、市民課班は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。

(1) スクリーニングチームへの協力

国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふる

い分け) チームが行う放射線被ばく検査に協力する。

(2) 専門病院への移送への協力

スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

## 第5 消火活動

---

実施担当	消防本部班
------	-------

### 1 放射性物質輸送中の火災

(1) 事業者の措置

原子力事業者等

核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防吏員又は海上保安官に通報する(原子炉等規制法第64条第1項)。

放射性同位元素取扱事業者等

放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所(消防法第24条)、又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報する(放射線障害防止法第33条第1項)。

(2) 消防本部班の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者(以下「輸送責任者」という。)又は専門家が同行している場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないとき又はこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられており(L型輸送物を除く)、可能な場合はこれを活用する。

## 収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気、熱気に対する危険性</li> <li>・禁水性、劇毒性</li> <li>・汚染又は汚染拡大の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送容器の亀裂等の有無及び程度</li> <li>・火災と輸送容器との位置関係</li> <li>・放射線の強度等の検出状況</li> <li>・周辺への影響の可能性</li> </ul>

### 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

### 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施に当たっては防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

## 2 放射性同位元素取扱事業所の火災

### (1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報する。

### (2) 消防本部班の措置

#### 消防活動

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

ア 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無

イ 放射性同位元素の拡散危険の有無

ウ 要救助者の有無

エ 放射線量

#### 消防警戒区域の設定

風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。

#### 放射線危険区域の設定

安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対して概ね1 mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等を行う。



## 安全装備

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。

## 第6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去

実施担当	総務班、産業・都市班、地域振興課班、上水道課班
------	-------------------------

### 1 飲料水・飲食物等の摂取制限

産業・都市班、地域振興課班、上水道課班は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

#### (1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

#### (2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

#### (3) 農林水産物の採取及び出荷制限

農業協同組合等関係団体と協力して、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取、出荷制限等を行う。

#### (4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、住民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。

### 2 放射性物質の汚染除去

#### (1) 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

##### 除去及び除染

##### ア 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行う。

事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。（原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条）

##### イ 関係機関の措置

総務班、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。

#### ウ 除去及び除染の確認

総務班は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

#### (2) 不法廃棄等事案の場合

##### 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、総務班、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

##### 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、総務班、その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

##### 不法廃棄者等の捜査

朝来警察署等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

## 第7 環境モニタリング

---

実施担当	総務班
------	-----

### 1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定する。

#### (1) 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総務班、国、県に報告する。

#### (2) 総務班の措置

必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。

### 2 放射性同位元素等の事故

#### (1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総務班、県に報告する。

#### (2) 総務班の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。

## 第8 制限の解除、風評被害対策

---

実施担当	総務班、産業・都市班、地域振興課班、上水道課班
------	-------------------------

### 1 各種制限措置の解除

#### (1) 各種制限措置の解除

産業・都市班、地域振興課班、上水道課班は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

#### (2) 安全宣言

総務班及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

### 2 風評被害対策

総務班は、国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、産業・都市班、地域振興課班は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林産業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

## 第5節 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

---

実施担当	各班
------	----

### 第1 組織の設置

---

市長は、市の地域及び近隣市町において、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

### 第2 応急対策の実施

---

各班は、速やかに情報を共有するとともに、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

### 第3 患畜等の処分

---

患畜等の処分については、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ患畜等処分計画」に基づき、安全かつ適切な処理を行う。